

第399回南国市議会定例会会議録

第4日 平成29年12月7日 木曜日

出席議員

1番 神崎隆代	2番 植田豊
3番 浜田憲雄	4番 山中良成
5番 岩松永治	6番 西川潔
7番 土居恒夫	8番 高木正平
9番 有沢芳郎	10番 中山研心
11番 前田学浩	12番 村田敦子
13番 岡崎純男	14番 小笠原治幸
15番 野村新作	16番 浜田和子
17番 浜田勉	18番 土居篤男
19番 福田佐和子	20番 西岡照夫
21番 今西忠良	

—*—

欠席議員

なし

—*—

出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 村田功
参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 西山明彦	参事兼財政課長 渡部靖
企画課長 松木和哉	情報政策課長 原康司
危機管理課長 中島章	税務課長 山田恭輔
市民課長 崎山雅子	子育て支援課長 田内理香
長寿支援課長 島本佳枝	保健福祉センター 所長 高橋元和
環境課長 谷合成章	商工観光課長 長野洋高
建設課長 西川博由	地籍調査課長 古田修章
都市整備課長 若枝実	上下水道局長 橋詰徳幸
会計管理者兼 参事兼会計課長 橋田裕子	福祉事務所長 岩原富美

教 育 長	大 野 吉 彦	教 育 次 長 兼 課 長	竹 内 信 人
生涯学習 課 長	中 村 俊 一	学 校 教 育 委 員 長	細 川 千 秋
農 業 委 員 会 長	土 橋 愛	監 事 兼 消 防 長	小 松 和 英

＊

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	秋 田 節 夫	次 長	公 文 知 子
書 記	門 脇 智 哉		

＊

議事日程

平成29年12月7日 木曜日 午前10時開議

第1 一般質問

＊

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

＊

午前10時 開議

○議長（岡崎純男） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

＊

一般質問

○議長（岡崎純男） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。16番浜田和子議員。

〔16番 浜田和子議員発言席〕

○16番（浜田和子） おはようございます。公明党の浜田でございます。今議会の質問は、前議会少し長いように思いましたので、短く簡潔に行いたいと思ひまして、2つの質問とさせていただきます。御答弁のほうは丁寧にお願いできましたら幸甚でございます。

初めに、指定管理者制度についてお伺いをいたします。

2003年9月2日より施行されている指定管理者制度を2006年から南国市も導入していると思ひますが、指定管理者制度による指定管理や事業はどのようなものがどのくらいあるのか、お

尋ねをいたします。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 道の駅南国と南国市立スポーツ施設の2つがございます。南国市立スポーツ施設につきましては、市内のスポーツ施設の管理にとどまらず、市民体育大会、南国市駅伝の運営等も業務内容に含まれてございます。

○議長（岡崎純男） 16番浜田和子議員。

○16番（浜田和子） とても簡潔でしたけれども、多分10の指定管理施設等々があると思うんですが、1つが株式会社道の駅の管理となっていると思います。あと9つぐらいがレクリエーションスポーツ施設ということでNPOまほろばクラブ南国が指定管理者となっているようですので、本日の質問はレクリエーションスポーツ施設の指定管理者制度につきましてお伺いすることといたしますので、よろしくお願いをいたします。

南国市の条例によりますと、指定管理者の指定を受けようとする者を公募するとする、とされていますが、公募されたのでしょうか。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 南国市立スポーツ施設条例第3条第3項のただし書きにございます、指定管理施設の適正な管理を確保するため公募を行わないことについて相当の理由がある場合は、委員会が適当と認める法人その他の団体を指定管理者の候補として選定することができる。この規定による法人といたしましてNPO法人まほろばクラブ南国を選定しております。

以上です。

○議長（岡崎純男） 16番浜田和子議員。

○16番（浜田和子） その公募を行わない相当の理由というのは何でしょうか。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 古くは南国市体育協会、南国市文化とスポーツ振興NPO、そしてNPO法人まほろばクラブ南国と変遷してきた中で、施設管理、使用の許可、使用料の收受、施設の維持管理など以外に市民体育大会、南国市駅伝大会ほか各種大会の運営ノウハウが継承されていること、市民に多様なスポーツメニューを提供する総合型地域スポーツクラブを運営していることにより、市民への情報発信あるいは市民の利便性の向上などが図られるということを理由としております。総合型地域スポーツクラブまほろばクラブ南国は、会員数1,000人を超える県内でも屈指のクラブであるほか、公募による選定で文部科学省委託事業、

地域スポーツとトップスポーツの好循環推進プロジェクトによる中学校部活巡回指導事業、小学校体育活動コーディネーター派遣事業などを実施しております。これらの活動は、指定管理者でもあることにより有資格者の職員がそれぞれの融通が付きやすい、確保しやすい、あるいは市民の方の窓口業務が統一され利便性が向上されるなどの利点がございます。

○議長（岡崎純男） 16番浜田和子議員。

○16番（浜田和子） 多分南国市内ではもう屈指のNPO法人だとは思いますが、例えば2010年12月の総務省自治行政局長通知というのがございまして、4番のところに、指定管理者の申請に当たっては住民サービスを効果的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましいということがございます。透明性ということから考えますと、非常にまほろばクラブは素晴らしいと思えますけれども、市外より募るということも踏まえて、そういう形をとったらどうかと思えますが、それについてはどのように受けとめられますか。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） その総務省自治行政局長通知にございます指定管理者の指定の申請に当たっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するためということがございます。先ほど申し上げました総合型地域スポーツクラブを運営する法人が指定管理を受託する法人と同一となることで、先ほど申し上げました職員の確保ですとか市民向けの業務が効率化されるということのほか、地域スポーツ活動の拠点を担う地域スポーツハブといたしまして、まあスポーツハブというのは仮称でございますが、物部川流域3市と嶺北地域から構成するエリアネットワーク事業の事務局も同法人が担ってございます。この自治行政局長通知というのは、より適正な法人を幅広く求めて、単にコストだけでなく立派な運営ができるようにという通知ではございますが、地域に根差した法人がこの業務に当たることによって得るメリットのほう大きいというのが現在の考えでございます。

以上です。

○議長（岡崎純男） 16番浜田和子議員。

○16番（浜田和子） NPO法人まほろばクラブ南国、大変素晴らしいNPO法人であるというふうに思いますが、南国市のスポーツ施設条例によりまして、指定管理者は毎年度終了後30日以内に事業報告書を作成し、委員会に提出しなければならないとされています。管理業務の実施及び利用状況、使用料の収受の実績、管理に係る経費の収支状況は適切と認められていますか。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 年度の末が終わってからの報告以外にも、半期、9月終わりました10月に中間報告を求めることといたしております。内容につきましては、おおむね適切であると認めております。

以上です。

○議長（岡崎純男） 16番浜田和子議員。

○16番（浜田和子） 6月には労働基準監督署、高知労働局から何らかの指導が入ったと思われませんが、その状況について説明していただけますか。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） まず、労働時間の中で休憩を45分設けることとされております。お客様がお見えになって対応しておる、あるいは電話対応してこの休憩が十分確保できてないという御指摘がまずあってございます。

それと、時間外労働につきまして、勤務スライドとかローテーションで対応して、最後に対応し切れない部分も当然出てくるわけですが、ここにつきましては時間に単価を掛けてまして、なお25%の割増し賃金というのが法令どおりの支払い方ですが、これを一定額の一時金として支払っておったということで、是正勧告を受けてございます。

で、是正改善報告書のほうはその後提出されておまして、休憩につきましては休憩中の者はおお客様の対応とか電話に出ることのないよう別室で休憩をとっていただくということ、時間外労働につきましては所定の規定に沿ってさかのぼって払ったという報告を受けております。

なお、この是正勧告があったことにつきましては、速やかに理事長、副理事長からの報告が上がっております。私も教育長のほうにすぐさま報告をいたしたところでございます。

以上です。

○議長（岡崎純男） 16番浜田和子議員。

○16番（浜田和子） どうしてもスポーツセンターの仕事っていうのは市民の皆様を相手でするので、お昼休み等にも仕事をせざるを得ないということがあると思うんですが、時間外手当を出すということもありますけれども、休憩をしっかりとらすということも一つの策ではないかというふうに私は思っております。今後、これまでのようにまとまって渡すということになりますと、どれぐらいの時間を勤務したのか、昼休み45分のうち30分費やしたのか20分費やしたのかっていうことをどういうふうにして把握してやっていくのかという、これからの課題ですよね。それはどういうふう勤務状況の記録等をとっていくようにしているのでしょうか。

大体のことで、前のことはさかのぼってお支払いになったということですのでけれども、これからのことですよね、どういうふうな体制でやられようと思ってるのかお伺いします。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 休憩につきましては、やはり遮断、遮断という言葉がどうかはわかりませんが、勤務と一定かけ離れたスペースで休憩をとっていただく。そうじゃないと、やはり何かの業務に携わってしまいますと休憩が休憩ではなくなってまいりますので、別のスペースを構えるということで理事長のほうから報告を受けております。

時間外勤務手当につきましては、市では一月ごとに区切った支給としておりますので、そのような支給の仕方が、まあ市がやっている以上のことを求めるというのもどうかと思いますので、その月ごとの集計、そこで振りかえができなかったものについてはもう払っていくような方法が望ましいのではないかとということで進言をしてみたいと考えます。

以上です。

○議長（岡崎純男） 16番浜田和子議員。

○16番（浜田和子） その場合にも正確な時間が担保されるのかってということがすごく大事になるんじゃないかと思うんですがね。タイムカードなんかは使っていますか。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 済みません、私のほうはタイムカード使っておるのかどうか認識してございませんが、タイムカードを導入しておるのではないかと思います、これも押す時間とかございますので、やはり正確に管理者も気をつけて打刻するようなことが求められるのではないかと考えます。

以上です。

○議長（岡崎純男） 16番浜田和子議員。

○16番（浜田和子） 一般の企業でも例えば何分以内は、5分ぐらいとかというのは超勤とはならないと思うんですけれども、そういうことも加味をしながら。タイムカード多分ないと思うんです。やっぱりそういうものをしっかり使うとか、また昼休みの業務のときは専門で誰か窓口を置くとか、そういうふうなしっかりしたシステムをつくらないと、市民サービスが低下しても困ると思うんですね、お昼に行っても何も取り合ってもらえないってということになると、またこれは市民の方に対しての利便性ということもありますので、ここのところですね。正確な勤務状況の記載をどのようにしていくのかということと、それがサービス勤務にならないような、そういうシステム、これはしっかりとつくっていくべきではないかというふうに思

いますが、いかがでしょうか。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 休憩時につきましては、当然全員が休憩しますとお客様の対応ができなくなりますので、交代で休憩をとっていただく。休憩をとっていただく方については、一定別のスペースで確実に休憩をとっていただくということで休憩時間が確実にとれることを担保していただくということになります。タイムカードがないとなると、タイムカードの導入か、あるいはカードリーダーのようなもので出退時間を明確にするということが求められてまいります。

以上です。

○議長（岡崎純男） 16番浜田和子議員。

○16番（浜田和子） 南国市としてちゃんと話し合いをしながらシステムをつくっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

総務省は2006年、2009年、2012年と3年ごとに導入状況調査を行い、その結果を公表してきていますが、この2010年12月の総務省自治行政局長通知を踏まえて2012年からは施設修繕、備品、緊急時対応などのリスク分担や労働法令の遵守、雇用・労働条件への配慮規定、個人情報保護の記載状況などが追加されています。NPOまほろばクラブ南国において、これらのことについての評価はどのようになっていますか。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 法人の事業計画書には研修計画として危機管理・リスクマネジメント研修、施設管理・設備等技術研修、個人情報保護研修、コンプライアンス研修、人権啓発研修などが計画されております。また、施設管理についての項目中に修繕計画、備品管理についての記載がございます。協定書の中では個人情報保護及びリスク分担表については別記で定めてございます。

以上です。

○議長（岡崎純男） 16番浜田和子議員。

○16番（浜田和子） 公表された内容を、まああらかたのところですけどもインターネットで見ますと、協定のみに記載しているというのが少ないんですよね。選定手続の事前公表は、していない。選定理由の公表状況は、公表していない。評価への外部有識者等の視点導入は、していない。施設の種別に応じた必要な体制に関する事項は、協定のみに記載している。利用者への損害賠償について、選定時にも示さず協定等にも記載しておられません。施設の修繕に

ついて、これは先ほどお話あったように協定等のみに記載している。備品についても協定等のみに記載している。緊急時の対応について、これも選定時に示さず協定等にも記載されていません。労働法令の遵守、雇用・労働条件への配慮規定、選定時にも示さず協定等にも記載していない。個人情報への配慮規定、これは協定等に記載しているという内容なんですけれども、見てみますと大切なことが大方において協定書にも記載されていないわけなんですけれども、これが課題かなというふうにも思われます。

指定管理者の評価っていうのは、指定管理者選定評価委員会等における評価、自己評価ですよ、とモニタリング評価があると思いますが、どのような評価方法をとっているのでしょうか。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 法人におきまして利用者、主要団体への利用満足度調査を実施しております。市教委といたしましてモニタリング評価を今後、先ほど言ったように不十分な点もございますので、モニタリング評価を実施してまいります、その方法と評価項目につきましては他市などを参考に定めてまいります。

以上です。

○議長（岡崎純男） 16番浜田和子議員。

○16番（浜田和子） モニタリングも導入していきたいという方向だというふうに受けとめましたけれども、労働環境においては社会保険の労務士協会なんかに委託をするということになると思いますし、経営財政については公認会計士等というふうになると思うんですけれども、これをやりますとまた経費が要るかなと思うんですが、それはどこから捻出できますか。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 社会保険労務士につきましては法人で依頼しているものがございますが、会計士につきましては法人で依頼している会計士さんはいないということです。先ほどおっしゃいましたように費用の問題がありますので、これを進める上では市あるいは法人どちらの持ち分になるかは検討を重ねて協議してまいりたいと考えます。いずれにしても依頼したほうがいいということ間違いございませんので、費用にもよりますが、依頼する方法とどちらの負担になるかは協議をしてまいります。

○議長（岡崎純男） 16番浜田和子議員。

○16番（浜田和子） これを行うとやっぱり指定管理者にとっても透明性があるものとなりまして、職場環境がすっきりしたものになるのではないかと思います。管理者もさまざまなこ

とに悩まず問題点の解決に取り組めるのではないかというふうに思いますので、必ずモニタリングでやっていただくようお願いをしたいと思います。

次に、働き方改革って言われる中で、ニュース等々見ますと電通とかNHKなどで長時間労働の犠牲者が出ました。そしてまた、思いも寄らないことでありましたが、本市職員の中からハラスメントによる退職者も出ていると聞いています。いじめやハラスメントは、当事者以外の者にはなかなかわからないのが一つの特徴と言えます。どのように信頼している職場であっても、勤務している者がどのように受けとめて仕事をしているのかっていうことが大事になるのではないかというふうに思います。それによってカウンセリングとかいろいろ相談事を受けるとかということによって、本人の受けとめ方が間違ってたと思う場合もあるだろうし、こちらが気をつけなければならないといった事例なんかもできると思うんです。南国市の責任ある立場の方っていうのは常にアンテナを張っていかなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 過重労働につきましては先ほどのタイムカードとかチェックのことで申し上げましたが、ハラスメントにつきましては相手の受け取り方に依存する部分がございます。周囲が察知するのは難しい点もございます。人権研修など研修による予防も重要でございます。アンテナは常に張っていかなければならないと考えておりますが、衛生推進者講習の受講ですとか、市が行う職員研修で優良なものがあれば参加を呼びかける、あるいは先ほど申し上げましたモニタリング評価の中で職員への聞き取りの項目とかあれば、そういったことで検討してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（岡崎純男） 16番浜田和子議員。

○16番（浜田和子） やっぱりそういうことをしっかり知っていくためには、アンケートを定期的にとっていくなんていうことが有効ではないかというふうに思いますね。これは指定管理の話だけではなくて、南国市の全ての職員も定期的にアンケート調査を行うというようなことで、働く人の声を聞く体制っていうのが必要だと思います。総務課長並びに生涯学習課長お二人に、これについてはお伺いをしたいと思います。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 市役所の職員に対してでございますけれども、ちょうど今ストレスチェックをしております。あと、いろんな方法で、研修もあ

りますけれども、周知徹底それから把握をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 従業員50人未満の事業者では衛生委員会設置の義務はございませんが、先ほど総務課長がおっしゃいましたストレスチェックシートの配布・分析などが有効ではないかと考えます。この中には単にメンタルヘルスではなくって相談しやすい上司・同僚がいるとかいう質問項目もございますので、この分析によってある一定の、先ほど申しましたアンテナの役目は果たせるのではないかと思います。実施方法につきましては総務課さんの助言をいただきながら検討してまいります。あと、労働者の110番のようなああいう相談窓口もございますので、そちらのPRのほうも努めてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（岡崎純男） 16番浜田和子議員。

○16番（浜田和子） さまざまな形でキャッチする方法はあると思うんですけども、例えばアンケートであったりポストに入れてもらうとかいうようなこともあるかもしれませんが、ささいな書き方をする場合もあると思うんですよね。こんなことっていうふうにとるんじゃなくて、ほんのちょっとしたことでも書いた人にとってはどれだけ勇気が要ったかということもあると思うんですよね。だから、そのささいなことにこそ真剣に耳を傾けていただきたいということをお願いしておきたいと思います。これは学校におけるいじめ問題にも通じることで、よろしく願いをいたします。

2010年12月の、先ほども言いました総務省自治行政局長通知の指定管理者制度の運用について、この6番に、指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定に当たっても指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう留意することとあります。また、7には、指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うことなどにより個人情報適切に保護されるよう配慮することとあります。こういったことがここに通達として通知が来るということは、これまでの調査経過からこういうことが新たな項目っていうのは導き出された指定管理者制度の全国的な現在の問題点を指摘したものだ。私は捉えておりますが、さまざまなことをお伺いをしましたけれども、結局はこういったことが南国市もこれからだというふうを受けとめました。この通達に対してどのような認識を持っておられるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 議員がおっしゃられるように、通達が出るということは通達に

反する事例が多数見受けられるから通達が出たものと認識はしております。法令遵守は当然のことでございますが、公募によらず選定を行うということは一層厳しい基準をチェックしてクリアしていただくということが必要ではないかと考えます。指摘すべきことは指摘し、改善を求めていかなければならないところは改善を求めるという姿勢で臨むことが肝要かと思えます。

条例第7条第4号では、教育委員会は報告書に記載する事項を追加して求めることができるとなっております。必要に応じて項目の追加の指定を検討してまいります。

以上です。

○議長（岡崎純男） 16番浜田和子議員。

○16番（浜田和子） いろいろと問題を認識していただいたと思うんですけども、今回も議案の中に指定管理者の指定っていうことがあるわけですけども、単なる更新という形に今まではなってきたのかなというふうに思います。やはりそうであっても、しっかりした評価に基づいた指定を行っていくという姿勢っていうのが大事だと思いますので、それはもう考えておられると思いますけれども、公募という形をとったら別のところに行ってしまうかもしれない可能性があるとはちょっと思えないんですが、その内容をいろいろ思いますと。何によって基準をするのか、経費的な問題でいうのか、中身のいろんなさまざまな事業の内容でいうのか、その選定基準っていうのがあると思うんですがね。南国市の場合は何を基準にして選定しているのかっていうことを、もう一度お答えを願いたいと思います。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 選定の基準につきましては、公募による場合は価格とサービスの提供、単に価格にとどまらずサービスの程度のぐあいとか、市民から見た利活用しやすい体制とかいうのが選考の基準になろうかと思えます。まほろばクラブ南国のほうにつきましては、先ほど申し上げました総合型地域スポーツクラブも運営している法人なので、有資格者の融通が付きやすいというのがこのクラブを選定する一番の理由でございます。この総合型地域スポーツクラブでいろんなメニューを考案していく中で、施設の使用、予約管理も行う指定管理者でもあり、空き状況のあるところに例えばサークルを一つ設定して、もって施設の全体の稼働率を上げていくということで市民の健康向上にもつながるとい部分がございます。これを同じ土俵で公募するとなると、なかなか募集の仕方が難しいということにもなっておりますので、そこにつきましては同じ土俵じゃないので不公平な選考になってしまうのではないかと懸念もございまして、まほろばクラブ南国さんに今まで委託してきたところでございますが。公募によらないとなればそれなりの公募によった場合と同じぐらいの選定基準をクリアし

ておくべきだという議員さんのお話もよくわかりますので、先ほど申しあげましたモニタリング評価ですとか報告書に項目を追加するとかいうことで、あと公表ですね、なぜこの法人を選んだのかっていうのが市民ほかの方に明確にわかるような形をお示しするように努力をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（岡崎純男） 16番浜田和子議員。

○16番（浜田和子） 課長、そのとおり、よろしくお願ひしたいと思います。

私のほうからあれこれと申し述べましたけれども、本当に現在の指定管理者であるNPOまほろばクラブ南国はさまざまなことに取り組んでおられまして、時間をかけた計画書の作成もしてくださっていることと思います。市民サービスを第一義とした取り組みを、本当に素晴らしい取り組みをなさっているということを私のほうも評価した上で、南国市が指定管理者制度に対してどのように期待しているのかというところも今課長のほうのお話でよくわかったと思うんですけども、管理者側の思っているのがしっかりと受けとめられているのかということも気になるところです。双方が納得のいく進め方をすることが一番大事ではないかと思うんですが、そういう話し合いというのはしっかりできていると思いますか。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 日々各種の大会、行事、イベント、あるいは今、市展で会場を使っている中でお手伝いしておるということで、日々の会話はできてますが、法人の運営そのものについての協議というのはなかなかする場がなくって、例えば更新のときに委託料についてこうこうだとかいうことで、そのときになってしばらくぶりにお話しするとかいうことになってしまいがちでございます。先ほどのモニタリング評価を四半期ごとに行うのか半期ごとに行うかによっても違ってまいります、これからはそういった時期を定めての協議の場を持ちたいと考えております。

以上です。

○議長（岡崎純男） 16番浜田和子議員。

○16番（浜田和子） やっぱりすごい熱い思いを持ってくださってるから、これぐらいたくさんの方のことをしっかりとNPOのほうではやってくださってるというふうに思います。だから、その思っているのをやっぱり南国市もしっかり受けとめていくということも大事なかなというふうにも感じておりますので、今後しっかりとそれは進めていっていただきたいと思います。

指定管理者のもとに南国市の市民が気持ちよく施設を利用し事業に参加できますよう、職員

に対しての状況を把握し、適切な運営が図られることを願ひまして、指定管理者制度につきま
しての質問を終えたいと思います。

続きまして、活力あるまちづくりということでお伺いしたいと思います。

南国市は、企業誘致や道路整備など活性化のために都市整備課を初めとして大変な御尽力を
されておられることに心から敬意を表します。その上で、活力ある町ということは究極のこ
ろ人の往来があるのかどうかに係ってくるというふうにも思います。現在、物部川流域3市が
協力し合っていることも今後の活性化に向けて大事なことだとも思います。しかし、人の往来
となりますと、南国市は高知市の人々がどうしたら南国市にまで足を延ばしてくれるのかとい
うことに考えをめぐらさなくてはならないのではないかとというのが、私の考えるところでござ
います。土日、祭日など、南国市のすぐ近くのパワーセンターには多くの集客があるように見
受けます。高知市から東向いてきた車の列が、右折するために渋滞しているときもたびたびご
ざいます。この人たちがもう一步東まで車を走らせて南国市へ向かってきてくれたら、南国市
が潤うのではと思うところでございます。そのために海洋堂さんに来ていただくということも
あるのでしょうか。そこのところをもっと今後の課題としていただきたいと思いますが、本日は
まず大型クルーズ船による外国人観光客についての質問をさせていただきたいと思ひます。

近年、大型クルーズ船が高知にも寄港し、たくさんの外国人観光客が高知市を潤しているこ
とと思ひます。この外国人観光客を南国市に足を運ばせるための施策は考えられているのでし
ょうか。商工観光課長、お願いします。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 現在、大型クルーズ船はインバウンド誘致の有効な方法の一つ
となっています。本年度、観光協会においても今後の何らかの足がかりになるのではないかと
いうことで、大型客船の寄港に合わせて高知新港で南国市の物産品の販売を行ったりしまし
たが、現在のところ本市として具体的な施策としましては、まだ検討していません。今後、世界
的な知名度のある海洋堂と連携した取り組みが、インバウンド誘致に向けた有力なコンテンツ
となるのではないかと考えております。

○議長（岡崎純男） 16番浜田和子議員。

○16番（浜田和子） 今、高知新港で店を出しているということのみだというふうを受けと
めましたけれども、商工会や観光協会などの構成員の方っていうのはいろんなことをなさって
ますので、海洋堂さんだけではなくってさまざまところがやっぱり来てほしいと思ってる
と思うんですね。それぞれの持ち味がその構成員の方にはありますので、協力し合っ
てバスを出

す、ルートをどうするかと、さまざまなことを構成員の方々に考えていただくということになれば、南国市はさほどお金を出さなくてもやっていけるのではないかと思いますので、商工会や観光協会にもっともっと真剣にやっていただくような促し方っていうのが商工観光課に求められているのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 大型クルーズ船の外国人観光客誘致の際には、商工会、観光協会、それぞれ構成員メンバーは特色を持ったメンバーがおるかと思っておりますので、そういったメンバーの協力も得ながら実施していければと思っております。また、広域観光組織等にも県内の非常に有力な観光施設なんかもありますので、そういった部分の協力も得ていければいいかなと思っております。

○議長（岡崎純男） 16番浜田和子議員。

○16番（浜田和子） ぜひ実施のほうに向けて指導してくださいね。今そういう考えみんな持ってると思うんですね、南国市に来てほしいっていう人みんなが思ってるけど全然形になってきていないわけですから、前向きにそれを取りかかっていたいただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

今現在そういうことができてないという状況の中でも、クルーズ船の観光客って何名か南国市に来られるようなことがありましたか。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 本市の関係で大型クルーズ船の外国人観光客の受け入れの実績につきましては、確認できている範囲でございますが、西島園芸団地で平成28年度の外国人観光客の受け入れが全体で1,720人おりまして、このうちクルーズ船利用客が58名、あとレストラングドラックのほうで、これは昼食の利用になるんですが、平成28年度404人となっております。

○議長（岡崎純男） 16番浜田和子議員。

○16番（浜田和子） その404人っていうのは、クルーズ船の方ですか。そうですか。

実は、高知市では中心商店街において外国人旅行者に対する消費税免税を行っております。これは南国市におきましても高知空港で行われていますが、この仕組みにつきまして御説明いただきたいと思っております。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 輸出物品販売場制度、いわゆる免税店制度の説明をさせていた

だきます。少し長くなります。

この制度につきましては、外国人旅行者など非居住者に対して、免税店において通常生活に使用する物品を販売する場合に消費税が免除される制度となっております。免税店の形態には2種類あり、消費税免税店経営事業者が販売する場合に免税対象となる一般型と、商店街やショッピングセンターなど特定の商業施設内で物品を販売する場合、その免税販売手続を免税手続カウンターを設置する事業者が代理する手続委託型があります。免税の手続としましては、外国人旅行者からパスポートなどの提示を受け非居住者の確認をする。個人購入記録票の作成をする。購入者誓約書の提出をさせる。購入記録票のパスポートへの添付及び割り印の押印の処理を経て、免税対象物品の引き渡しとなります。免税店では、7年間の購入者誓約書の保管が必要となります。また、購入者は出国する際、免税購入物品を携帯するなどの方法で輸出し、パスポートに張りつけられた購入記録票を税関に提出しなければなりません。免税販売の対象となる物品は、事業用または販売用として購入されたものではなく、通常生活に使用される消耗品、一般物品となり、一般型免税店と手続委託型免税店では同一店舗内か特定商業施設内での購入かという違いはありますが、消耗品、一般物品それぞれ合計5,000円以上、一般物品では50万円未満の上限で免税販売手続が可能となります。

以上です。

○議長（岡崎純男） 16番浜田和子議員。

○16番（浜田和子） ちょっと数字のところで反対じゃないかなと思ったんですけど、消耗品で合算5,000円以上で50万円未満、一般物品は5,000円以上で上限なしじゃないですかね、というふうに思います、私の勘違いかもしれませんが、そういうふうに思います。

利用者にとってみれば簡単に、高知市の場合は高知大丸が一括してそのカウンターとなっているわけですね。だから、免税店としての代理店契約を提供している店で買った場合は、その金額をレシート1,000円とか2,000円とか買った分をまとめてカウンターへ持っていけば消費税が返ってくるという、こういうシステムだと思いますよね。高知空港の場合はあそこで買ったら免税されるという、そういうシステムだと思います。

これは、先ほど西島園芸団地に1,720人、グドラックで404人、まあクルーズの人も58名というふうなことで西島には来たということですがけれども、この人たちは、ここで買った物には免税がないですね。どうです。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 御指摘のとおり、現在、免税がないこととなります。

済みません、先ほどの浜田議員さんの御指摘のありました上限になりますが、自分の勘違いでして、浜田議員さんの御指摘のとおり消耗品のほうで上限設定がされております。

○議長（岡崎純男） 16番浜田和子議員。

○16番（浜田和子） それで同じように外国人の方がいらっしゃって、南国にも誘導したいと思っても、税の免税は南国市ではないわけですね。ですから、飛行場であってということですが、わざわざ飛行場へは行かないと思いますよね。南国市へ来ていただいたというその場所において、例えば西島園芸団地が特別に高知市の商店街振興組合と提携できるならそうするという方法をとるのか、まあ南国市でもそのカウンターを一つどこかにつくるといようなことをしなければ、これからクルーザーの人にも来ていただくというシステムをするなら、せっかくだったら南国市で買い物をしていただいて消費税が減免になるような手だてっていうのを当然しなければならぬというふうに思いますけれども、高知市の商店街振興組合と提携するということは、もしかしたら事業者の納税地ということがひっかかりますので、南国市でやるしかないかなというふうには思うんですが、御所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 現在、南国市内で消費税免税店としての要件である非居住者の利用度が高いこと、非居住者に対する販売に必要な人員配置及び物的施設を有するといったような条件のクリアの可能性があるのが、西島園芸団地であるとか道の駅ではないかと考えております。先ほどの施設で免税店登録ということで考えると、消費税免税店経営事業者が販売する場合に免税対象となる一般型免税店が適当ということになるかと思っております。手続委託型免税店とするためには、いわゆる高知市がやってるような方法になるんですが、商店街や複数商店街の場合は近接していたり回遊が容易であること、またショッピングセンター、テナントビルなどの特定商業施設が対象となるため、高知市の商店街との連携は現状では難しいと考えております。

インバウンドの誘致施策の検討とあわせて、西島園芸団地等において通訳機能も含む体制整備など、免税店登録が可能か、またメリット、デメリットなどの検討も行っていけたらと思っております。

以上です。

○議長（岡崎純男） 16番浜田和子議員。

○16番（浜田和子） ぜひ、ルートを決めてやるとかということとあわせて、そのことは進めさせていただきたいと。そうでなければ、せっかくの誘致ももう盛り上がっていかぬと思います

ので、ぜひよろしくお願いをいたします。

ちょっと話の観点を変えますけれども、南国市では「ハガキでごめんなさい」や、ごめんなさいを叫ぶといったようなイベントが行われていまして、どちらかといえば南国市はごめんなさいの町というふうなイメージができてるとおもいますけれども、そもそも後免の由来は何なのか、課長、御説明をいただけますか。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 後免町の由来ということで、もともと後免町のあたりは荒地が多かった土地ということらしいです。藩を豊かにするためには農業を盛んにしなければならぬという藩の方針から、野中兼山が藩命を受けて舟入川を整備し、かんがい、水運の便を図り、水田を開き、町ができたということになります。この土地に入植する者には5畝の土地を与えて住居とし、永代年貢が無償、諸役も永代免除されたことから、諸役・諸税御免の町、御免町となったものであるということになると思います。

○議長（岡崎純男） 16番浜田和子議員。

○16番（浜田和子） 御説明いただきましたけど、諸税の免税っていうことになりますよね、南国市の後免ということの由来っていうのはね。ですから、そういう意味でも南国市はごめんなさいの町だけではなくって免税の町っていうイメージ、これを南国市として発信していかなければ、先々これがずっと世代が行く中ではこの免税の町っていうのが忘れられて、ごめんなさいだけになってしまってもさみしいかなというふうに私も思います。ぜひその免税の町であるということを南国市として発信していくという施策をやっていただきたいなというふうにお願いをしたいと思います。

さきの話の中では外国人旅行者等が買い物をしたときには消費税が減免されるということですけれども、日本では消費税は減免されないわけですよ。そこで、南国市は南国市の商工会などが主体となって、南国市以外の方が南国市で買い物や食事をした場合、いわば仮称、後免税店っていうような形で何らかの割引がされる仕組みづくり、こういうものを提案したいと思います。それは商工会が前からやってた商品券とかいうものであってもいいと思いますし、本来の後免を発信することができるのではないかと思うんですが、考え方はいろいろあると思うんですが、これについては御所見はいかがでしょう。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 先ほどの御質問なんですが、日本人観光客に対して本来の後免を発信するために何らかの方策を考えてというお話であったかと思いますが、税額分の商品券

の配布であるとか税額分の割引であるとか、アイデアとしてはおもしろいものであるなというふうには思います。ただ、県外観光客等に喜んでいただくためには、商品券であれば観光施設での使用であるとか飲食、土産物購入などに使えるものがより喜んでいただけるものではないかと考えております。先ほどの観光客に喜んでもらえる商品券ということで考えると、南国市内だけの取り組みではなく広域での取り組みも検討していくのがよいのではないかなというふうにも考えておるところでございます。

また、割引であるとか商品券の継続的な費用負担をどこが担うかってというような課題も出てくるかと思っておりますので、本来の後免の発信方法として機能し、なおかつ観光客に喜んでもらえる仕組みづくりは少々ハードルが高い部分もあるかとは思っています。

なお、観光客向けの商品券などの取り組みを行っている事例などを参考に、今後研究をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（岡崎純男） 16番浜田和子議員。

○16番（浜田和子） それはぜひやっていただきたいと思っておりますけれども、広域じゃなくてやっぱり南国市が免税の町というアピールをしたいわけですから、南国市だけでやってほしいですね、それは。それで、野市へ行ってもないけど南国へ行ったらあるよという、これがアピールですからね。そこを踏まえた上で、いろいろお考えあると思っておりますから工夫をしていただいて、免税の町南国、後免ということをぜひ発信していただきたいと思っております。

活力あるまちづくりのために、人の往来を活発にする工夫を今後とも御努力いただきたいことをお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（岡崎純男） 4番山中良成議員。

〔4番 山中良成議員発言席〕

○4番（山中良成） 議席4番の山中良成です。一般質問3日目となりました。

私の質問は、1番、大篠小学校増築について、2番、地方公共団体カーボンマネジメント強化事業について、3番、峰寺へのお遍路観光バス経路の問題についてになります。

まず、大篠小学校増築についてですが、大篠地区の児童増により増築をされるとお聞きいたしました。平成27年6月議会にて岡崎議長が大篠小学校の児童増について一般質問をされており、平成33年に児童数が937名になると答弁されておりました。しかしながら、既に2年が経過しておりますので数値も変化していると思っております。そこで、現在の児童数及びこれからの最大数になるまでの経過、さらには減少していく年度について答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人） 山中議員さんの大篠小学校の増築に関します御質問にお答えをしていきます。

幾つか御質問があったと思いますが、まず大篠小学校の現在の児童数ですが、本年度5月1日付で803名となっております。

それで次に、最大になるまでの経過とか減少していく年度という御質問であります。大篠小学校の児童数の推計は、校区の環境変化によりまして大変難しいものではあります。本年度5月1日付児童生徒数の推計では平成35年度までの新入生の推計が出されております。これは現段階の出生数からの推計でありまして、現段階では比較的正確なものであります。それで見ますと平成32年に新入学生数が178名となっております。しかし、その後も平成34年から数年間は170名が続くと考えられ、推計では平成37年、2025年になりますが、1,030名で最大となることが予想されております。そういう意味におきまして、新入学生がピークを過ぎてもしばらく横ばいの状況が続くことが推測されております。

また、一番悩ましいのは児童数よりも学級数の増加でございます。本年度は29学級です。これが現在の校舎ではマックスで、これ以上になりますと現状の校舎では特別教室を潰すしかなくなります。平成31年度、再来年度ですが、32学級になる予定ですので、来年度中に増築が必要となります。また、先ほど申しましたように平成32年度は新入学生数のピークになりますが、平成35年度からは35学級がしばらく続くことが予想されておりますので、そういう意味におきましても増築は必要と考えております。

○議長（岡崎純男） 4番山中議員。

○4番（山中良成） お答えをいただき、ありがとうございます。学級数につきましてはちょっとまた後で質問させていただきたいと思っております。

先に、人数について。平成37年に向けて現在で考えますと227名がふえるということがわかりました。これが増築になるためのエビデンスになるとは思っておりません。南国市の人口は、2030年には約4万2,000人になります。2016年の出生数は348人、前年度からマイナス9.6%、37名の減少であります。2006年からはマイナス23.5%であり、減少していくということはもう事実であります。現在、この大篠地区のみ住宅がふえているのでこのような数値になっていると思っております。

しかし、私は本当に増築するに当たり必要なのかエビデンスが明確でなく、必要性が感じられません。といいますのも、そもそも校区の見直しや学校選択制による近隣小学校児童増につ

いての計画の話し合いがなされていないにもかかわらず、今回の増築を進めるのはおかしいと思っております。そこで、校区見直しの検討を保護者やPTAを集め、されたのはいつが最後ですか。また、学校選択制による近隣小学校児童増についての計画はどのようになっており、近隣小学校の校長及びPTAや保護者または地域住民と最後にいつ会合されたのか、答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人） 校区の見直しについての検討委員会でございますが、これにかかわるようなことで考えますと、南国市公立学校通学区審議会というのがあります。これにつきましては昨年度4回会合を開かれましたが、このときは主に大篠小学校の隣接校選択制度の議論でしたので、校区そのものの見直しについてはしばらく検討はされておられません。

（「答弁抜かっています」と呼ぶ者あり）

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人） 選択制による近隣の児童数の計画ということでございますが、平成29年度のこの制度の利用者が14名です。それから、平成30年度利用者数が予定として11名でございます。学級数でいきますと近隣校の学級数に余り影響はないものと考えております。

選択制による近隣小学校への最後の会合の日ということでしたが、平成29年度募集前に近隣5校へのPTA、それから役員会等への説明に向いたのが最後となっております。

○議長（岡崎純男） 4番山中議員。

○4番（山中良成） 御答弁ありがとうございます。しばらく校区の見直しの検討会をされないというふうにお答えをいただきました。なぜ校区の見直しの検討会をされないのか、理由について答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人） この通学区の審議会のほうではこの理由についても述べさせていただいたんですが、校区の見直しそのものにかかわる議論、いずれはしなくてはならないというふうには考えております。ただし、この校区の線引きについての議論というのは、ほかの地域での状況も見てみますと非常に長い時間かかる、それからなかなか合意形成ができない。そういったことで、まずは直面しております学級数の増につきましての改築から始めるということで現在計画をしております。

○議長（岡崎純男） 4番山中議員。

○4番(山中良成) ほかの地域のこともあり長くかかるということであれば、今すぐでも始めないといけないと思います。今と昔は違うのであれば、もう必要か必要でないか、これを決めるのは教育委員会ではありません。保護者や地域の住民の皆さんが決めることだと思っております。そのためにも意見交換をする必要があると思っております。それが私はエビデンスになると思っております。このようにするのは、私はちょっと問題があると思っております。

また、学校選択制は、大篠小学校の児童がふえるので近隣小学校へ促すのが本来の計画だと思っております。その計画もどのようにしていくかわからないままですし、近隣小学校保護者にもどうなのか聞かれましたか。また、意見交換をされたのか、この件について答弁を求めます。

○議長(岡崎純男) 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長(竹内信人) 今、大篠小学校への子供さんが多くなるというふうに言われたように思うんですが、大篠小学校の子供がふえるのではなくて、近隣の小学校の子供数がふえるということでもあります。

それで、話し合いにつきましては、現在はしておりません。ただ、今回の国の補正による増築計画が早くなりましたので、これについては今後大篠の保護者の皆様にも説明をする場を持つように計画はしております。

○議長(岡崎純男) 4番山中議員。

○4番(山中良成) 今ちょっと済みません、学校選択制のことについて聞いております。近隣小学校が、先ほど課長何かふえるというふうに言われたんですけど。ちょっと答弁を聞いてびっくりしたんですけど。どちらにしても交換会をされてないということだと思っております。

私は、補助金が取れたので、急いで取れたのでやるというのは私は間違っているというふうに思っております。まず一つ一つをきちんと精査した上でやるのであればわかるんですけども、まだ精査していない上で補助金が取れたのでやる、私はそれはおかしいと思っております。

選択制でもう一度お聞きしますけども、この選択制、近隣小学校の学校選択制は何年でどの小学校にどれだけの方が行き、近隣小学校が今以上の魅力ある方針ができるのか、これについて答弁を求めます。

○議長(岡崎純男) 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長(竹内信人) この学校選択制、隣接校選択制につきましては、あくまでも推測ではありますが、その年度年度によって変わってくるものと思います。ただ、この制度をつくるときに、大篠小学校の新生生に対する7%から8%を予測しておりました。と

ということで言いますと、今年度の利用者が14名で来年度の予想が11名ということですので、大体それに近づいてきているのではないかというふうに考えております。

○議長（岡崎純男） 4番山中議員。

○4番（山中良成） ありがとうございます。先ほどその前の答弁で課長も大篠小学校に説明に行かれるというふうに言われました。しかしながら、決まってもう工事を始めた上で説明会をし、いや、必要ないというふうになってしまうと工事をやめるんですか。そんなことはできないと私は思っております。その前にきちんと説明会をすべき、私はそう思っております。

この学校も公共施設だというふうに思っております。この公共施設を建築する際には説明することが私は望ましいと思っております。それは地域住民も含め、保護者も含め、やっていくべきだと私は思っております。それがもしできないのであれば、もっと事前にアンケートをとるなり的手段や方法があったと思います。それにつきまして実施されたのかどうか、答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人） 現在のところアンケートはとっておりません。保護者、地域への説明、山中議員さん言われますように遅くなったということで大変申しわけなく思っております。議会におきましても平成27年からその大篠の増築の計画につきましては御答弁させていただいておりますが、実際に学校のほうへの説明につきましては今後考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（岡崎純男） 4番山中議員。

○4番（山中良成） 理解をしてくださいと言われても、私は申しわけありませんが一議員として理解はできません。全てやった上で必要であるというのであれば、私は構いません。しかし、先ほども申しましたように、事業費に今回3億6,940万円が上がっております。そのうち国が7,648万5,000円を補助されるというふうになっております。2億9,290万円が起債されるというふうになっております。この中には交付税措置もあると思っております。この金額のうち交付税措置となる金額は、大体で構いませんので、財政課長より答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 今回の義務教育施設整備事業債、通常であれば義務教育施設整備事業債ということになりますけれども、国の補正予算の対応ということになりますので、現時点で今回の補正予算のそれぞれの事業の率というものはまだ出されておられません。大もとの義務教育施設整備事業債でありますと、充当率が90%、で通常分、財対分というふうに分か

れますけれども、合わせまして90%のうち60%が交付税措置という形になります。補正予算債の場合には、それを基本的には上回るということになりますので、例年ですと70%程度、充当率100%になりますので100の70%ということになりますと、交付税措置、今回の補助対象事業費7,648万5,000円で計算いたしますと、交付税措置分では1,000万円近く上がってくるというふうな形になります。

また、今回補正予算の対応とさせていただくことによりまして、借金にはかわりないんですけども、一般財源、当初予算で計上するということになりますと、今回の補正予算では一般財源は1万5,000円しか措置しておりません。これを当初予算で同額計上するというふうになりますと、一般財源が6,100万円以上出てくるということになりますので、借金ではありますけれども、当初予算なかなか編成が難しい中で6,000万円の一般財源が必要になるということは、非常に当初予算の編成においては大きなものとなるというふうに考えております。

財政課といたしましては、当然財政措置、財源措置が大きいものにできるだけ事業を充てたいというふうに考えておりますので、今回の12月補正でも予算計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 4番山中議員。

○4番（山中良成） 御答弁ありがとうございます。使わなければ6,000万円が一般財源として出ていくことになってしまうので、今回はどうしてもこれをやらざるを得ないというふうに答弁をいただいたと思います。

しかしながら、約3億円が起債というふうになるわけです。この学校をつくるのに3億6,940万円、増築の金額になると思います。これから児童数はふえるというふうに言われておりますけど、これが一体何年続くのか、私は不思議に思っております。これがもし10年後減っていくのであれば、私は必要性を感じられないです。約3億6,000万円ということは、10年で考えると1年間に3,600万円。1年間に3,600万円、子供たちのために投資ができると思います。そうすると、タブレット教育やプログラミングもこれから始まるということであり、パソコンも買えるのではないのでしょうか。さらに、この金額があれば、学校選択制にスクールバスも運行でき、現在親御さんが送迎されておりますこの負担が減り、近隣小学校に行く児童がもっとふやせるのではないのでしょうか。この件について答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人） その仮定として考えましたら3億6,000万円、10年で3,600万円ということですので、議員さん言われますような財源にも充てれるものだとは思

います。ただ、大篠小学校はこの増築だけではなくて、御存じのように校舎の老朽化も進んでおります。プール、体育館も含めまして今後総合整備計画を現在立てておりますので、その中で検討していくべきこともたくさんあるというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡崎純男） 4番山中議員。

○4番（山中良成） 現在の建物の改修もなされるというふうに青写真が明記されるのを私は見せていただきました。こちらは恐らく補助金対象外であり、一般財源から捻出されるのではないだろうかと思っております。この件について金額はおおよそ幾らになるのか、答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人） 既存の建物の改修で補助金対象外は約3,600万円ということになっております。

○議長（岡崎純男） 4番山中議員。

○4番（山中良成） これだけ多くの市費を投入するのであれば、先ほど課長のほうからも答弁ありましたように、雨漏りしている体育館やプールの改修、また子供たちの安心・安全のために、私はずっと言わせていただいておりますけども、教室内そして体育館の電灯をLED化するべきだと、これを優先的にやるべきだと思っております。特に、この体育館等につきましては、震災時に避難場所となる場所です。そこが雨漏りをしている状態というのは私はいかなものかと思っており、こちらのほうが優先順位がずっと高いのではないかと思っております。先ほど課長もこれについては検討していきますと言われましたけども、この増築をするのであれば、ずっとこれを先にしていくのが大切だと思っております。

さらには、これを増築するに当たり、私は費用対効果も考えないといけないと思っております。今回、この増築に当たって視聴覚室やコンピューター室が広くとられております。そこで、この費用対効果について答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人） 視聴覚室とコンピューター室の費用対効果ということでの御質問ですが、大篠小学校の校舎は昭和54年から59年にかけて4期に分けて建築を行っております。間もなく40年を迎えます。そのため、今回の増築以後も校舎の老朽化対応や、また長寿命化対策での改修を順次続けていく必要があります。その場合に、特別教室がその工事のたびに移動させるということは非効率的であると考え、先に特別教室を移動させることと

いたしました。このことで子供たちの混乱も防ぐことになるというふうに考えております。

○議長（岡崎純男） 4番山中議員。

○4番（山中良成） せっかく丁寧な御答弁をいただきましたけども、私はこの視聴覚室やコンピューター室の改修にどれぐらいの金額がかかり、どれぐらいの効果があるのかをお答えしていただきたく質問をさせていただきました。この件について、もう一度御答弁のほうよろしくをお願いします。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人） 山中議員さんの御質問ですが、なかなかこれ数値であらわすことは難しいように考えておりますので、先ほどの答弁でお許しをいただきたいと思えます。

○議長（岡崎純男） 4番山中議員。

○4番（山中良成） わかりました。わかってはいいですけど、まあわかりました。

視聴覚室の広さですけれども、1万8,000掛ける1万150。コンピューター室は9,000掛ける8,000となって、このように広くとられているのかがちょっと理由がわかりません。現在の頻度と利用人数について答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人） 利用人数そのものを調べたわけではございませんが、大篠小学校の人数からして、この両方の特別教室の使用頻度は高いものと考えております。特に視聴覚室の場合は、現在体育館以外にちょっとした集会ができるような場所がもうほかにはありません。今の視聴覚室より若干広目にとってあります。それから、コンピューター室のほうですが、これは現在のコンピューター室も普通教室の中に増設しております、広さ自体は今度の計画されておるコンピューター室も余り変わらないんですが、今回はコンピューター室として初めから設置をするというような計画になっております。

○議長（岡崎純男） 4番山中議員。

○4番（山中良成） 先ほど具体的に利用人数を調べていないというふうに御答弁をいただきました。私が急にこの場で質問を考え質問をしているのであれば、私はその答弁でも構わないです。しかしながら、私はこの件については事前に課長にお話をし、このことについては聞きますというふうに私は求めておりました。調査してないというのは、私があれば、この中で一番若い議員で、いけないと、もうこの質問に対して別に答える気はないということですか。私は、ちょっと違うと思いますよ。きちんと調べるのが課長のお仕事じゃないですか。忙しい

のは皆さん一緒ですよ。でも、ほかの皆さんきちんと答弁を、私がこれについて調べちよってくださいと言うたら、きちんと調べてくれてますよ。利用人数を調べておりませんか、こんな答弁ありますか。あり得ませんよ。まあ、もういいです。この場で多分課長に求めても、調べてない以上この人数はわからないと思いますので、もう構いません。

ちなみに、私の娘が大篠小学校に通っております。そして、ほかの保護者5名に聞かさせていただきました。これは子供たちだけが利用している回数です。視聴覚室の利用は年に1回から2回です。あとは月1回PTAの役員会がございます。もしかしたら教員の皆様がいろんな作業をされるに当たってこの場所は利用されているのかもしれませんが。しかしながら、子供たちが利用しているのは年に1回から多くて2回、月1回のPTA役員会。ほとんど利用がないと言っても過言ではありませんけれども、広さをとっております。また、そちらに多くの、1学年が集まって集会をされるというふうに言われておりましたけども、広さ的に問題はないのかお聞きしたところ、広さ的には問題ありませんでした。これは、お子さんから聞くことができました。

これ以外にも、印刷室の過剰な広さ、何の作業をされているのかわからない作業スペース、さらには広い職員トイレと56席もある職員室拡大、これらについても必要性が余り感じられません。これらについても詳細な説明を求めます。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人） 先ほどの利用人数の件ですが、学校のほうも何日に何人とかいうデータをとっておりますので、非常に申しわけないですがお答えすることができませんでした。

次に、印刷室の過剰な広さということなんですが、広さ自体は現状と余り変わっておりません。大篠小学校の印刷室の使用頻度というのは非常に高く、現状でも狭い状況があります。通常の学校の2倍ぐらいの本来広さが必要だというふうに考えますが、収納も含めて作業スペースをとることによって現在の計画している広さを確保しております。

それから、職員トイレのことにつきましても、非常に現在の職員数からいいますとトイレの数が少ない状況があります。男性用の大便器が1つしかないとか、今女性用の便器が2つであるとかいうことで、前々からトイレの増設の要望がありましたが、トイレをすぐにつくることができませんでしたので、この増築の機会に増設をすることといたしました。

あと、その広さのことで言いますと、職員室のこともございます。現在大篠小学校の県費負担教職員は約50名弱でございますが、それに市職とか支援員とか兼務の職員もおりますので、

現在でも60名を超えております。今職員室ですと56席確保しておりますが、56席でも足りなくて兼用で使用する事となっております。

○議長（岡崎純男） 4番山中議員。

○4番（山中良成） 課長、ちょっと申しわけありませんでした。でも、やはり私でもどれぐらいか利用がわかりますよ。それは聞いたらわかることやないですか、利用数については。大篠小学校に行って聞けばわかることですよね。それを、まあいいですけども、きちんと調べるのは。職務怠慢ですよ、本当に、私から言うたら。

印刷室の利用頻度が高いと。印刷室の利用頻度が高いというか、印刷の利用頻度ですね。これは高いということはわかりますけども、広さは私は関係ないと思っております。どうしても印刷をしてホチキスでとめるなりの広さが欲しいというのであれば、ほとんど使われてない校長室の隣に和室がありますので、そちらを利用していただければどうでしょうか。そちらは結構広いですので作業することもできると思います。

また、最近では社長室や市長の部屋が見える化をしております。全然校長室もやめて、そちらを利用することも私は可能だというふうに思っております。

トイレについては、確かに女性の方はどうしても必要になるというふうに私も思っております。しかしながら、男性の方はどうしても足りないというのであれば小学生が利用しているところと一緒に利用するというのも一つの手だと思っております。私もPTA役員会のときには、ちょっと何回か利用させていただいてますけど、利用するに当たって小さいとか、そういうことの問題はないと思っております。

皆さん御存じのとおり、人口も着実に減っております。2020年にはゼロ歳から14歳の人口は5,500人、2025年は5,005人、2030年には4,501人となります。約500人ずつが減少しております。そうすると、大篠小学校も必ず増築したのであれば、空き部屋そして空きスペースができると思います。この件について答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人） 今後、減少期に入って空き教室ができた場合の活用方法ということですが、空き教室ができれば、現在行うことができていない、例えば少人数指導とか個別指導とか、そういう場所に利用するようになるというふうに考えます。

○議長（岡崎純男） 4番山中議員。

○4番（山中良成） 児童が減少するということは教員の皆様も減っていくというふうに考えますけども、先ほども申しました職員室及び職員トイレの拡大は必要なのではないでしょうか、答弁を

求めます。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人） 先ほども申しましたように、大篠小学校の児童数は大変予想が難しい状況ではあるんですが、職員室の広さ、それからトイレが不必要なぐらい減少するということについては本当にすごく先のことになるように考えておりますので、それまではやはり必要なものではないかというふうに思っております。

○議長（岡崎純男） 4番山中議員。

○4番（山中良成） 大篠小学校は昭和60年に977名の児童数が最大でありました。このとき私も小学校に在学しており、不都合や不満も別にありませんでした。ということは、この増築の必要性がますます感じられません。私たちのときは、恐らくですけども、クラスに大体40名ぐらいがいた記憶があります。この児童がふえた期間だけでも40人制もしくは45人制に変えたらよいのではないのでしょうか。この件について答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人） 山中議員さん言われましたように、これまでの最大であった人数が昭和60年に977名ということでした。このときは40人学級制でございましたので、学級数が25学級であったように思います。ことしの学級よりは4学級少ない状況でしたので、教室の不足というはなかったと思われまます。1教室の人数は非常に多かったと思うんですが、学級数全体としたら少なくなっておりましたので、そういうことになっておると思います。

○議長（岡崎純男） 4番山中議員。

○4番（山中良成） 前例があるのであれば、私は問題ないと思っております。また、これがもしかしたら学校選択制の選択の一つになるのではないかとも思っております。大篠小学校を確かにきめ細やかにすることは、今でも正直なかなか難しいというふうに思っております。しかしながら、ほかの小学校に行けば、例えばですけども日章小学校にあたってはもう今1クラス、ほとんど1クラスだというふうにお聞きしております。そういうふうに、もっときめ細やかにできるのであれば、その近隣の小学校のほうを先にきめ細やかにできますということをもっと言って、うたって、大篠小学校は現在はまだ人数さえきちんとあわせれば、この増築は私は余り必要性がないというふうに思っております。何よりも保護者や地域の方と一切話をせずにつくる、このことについて私は本当に疑問を感じております。それをもし、この議案が通った後に説明に来る、もう論外だと私は思っております。私は、これについては本当に納得で

きないと考えております。

この質問の最後に、市長と都市整備課に一言言わせていただきたいと思います。

先日、市街化調整区域の説明会がありました。農地を守り農業就農者をふやすということも大切です。これは本当に大切だと思っております。しかしながら、家が建てれる箇所が多いのはこの大篠地区でしかありません。このような問題になってくるんです。これがコンパクトシティというのであれば、私は反対させていただきたいと思っております。

というのは、周りの日章、稲生、後免地区、これは本当に疲弊していきますよ。そうすると、本当にもう地域がなくなっていく。これは本当に重要なことです。これは、この地域の方しかわかりませんよ。この声をしっかりと聞いていただいて、市政に反映させていただきたいというふうに思っております。特に市民との対話、これをもっと重視していただき、もっともっと市民の声を聞いていただきたいというふうに思っております。

以上で、この質問については終わりたいと思います。

次に、地方公共団体カーボンマネジメント事業の質問に移りたいと思います。

こちらにつきましては、前回9月議会でも質問、提案をさせていただきました。そこで、10月のカーボンマネジメント事業について、浜田和子議員より勉強会にお誘いをいただきました。それについて今議会でも質問、提案をさせていただきたいと思っております。

本市にある庁舎や所有する公共建築物における機械設備及び照明設備等については、恐らく15年の耐用年数を過ぎても使用されたと思われ。これを本市での一般財源だけで老朽化した設備の更新や新設は困難だと認識しております。しかし、国はCO₂排出量を2030年までに2013年度比40%削減を目標としており、地方公共団体に対してもその対策を求めています。

そこでまず、本市の庁舎も含め公共建築物における機械設備や照明設備等によるCO₂排出量について答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 環境課長。

○環境課長（谷合成章） 本市の地球温暖化対策といたしましては、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に規定される地方公共団体実行計画として南国市地球温暖化対策実行計画事務事業編を策定し、市政報告で御報告いたしましたとおり、市庁舎等の事務事業によって排出される温室効果ガスの削減に取り組んでいるところでございまして、御質問の市有施設における平成28年度のCO₂排出量は238万930キログラムでございます。

○議長（岡崎純男） 4番山中議員。

○4番（山中良成） ありがとうございます。この数値は恐らく委託されてこの数値を出され

ているとは思いますが、これは推測であります。

そこで、この地方公共団体カーボンマネジメント事業の1号事案ですけれども、既存の公共施設の設備にどれだけCO₂が排出されており、これを更新または新規にした場合、運用改善の計画策定ができ、補助率は10分の10であり、上限は1,000万円となっております。この補助金を使い、恐らく先ほど言われた数字は委託されていると思います。ということは委託料が必要になってくると思います。これを補うことができるのではないのでしょうか。

このように、本市の環境についても調査でき、環境行政について他市より先に行うことでアピールでき、刺激できると思います。この件について答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 環境課長。

○環境課長（谷合成章） 議員さんおっしゃられました環境省の地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業につきましては、地方公共団体実行計画に全庁的な体制でCO₂削減対策のPDCAサイクルを取り入れて改定、強化するとともに、庁舎等の省エネ診断等を実施するために必要となる調査・検討に係る経費に対する補助事業でございます。策定した計画に基づく先進的な省エネ設備の導入に対し補助を受けることができるものでございます。おっしゃられました地方公共団体実行計画事務事業編等の強化・拡充支援事業であります1号事案の募集最終年が平成30年度となることから、その活用につきましては前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 4番山中議員。

○4番（山中良成） 御答弁ありがとうございます。平成30年が締め切りでありますので、先ほどの課長からの答弁は、もう申請していただけたというふうに判断をさせていただいて、この質問については終わりたいと思います。

最後に、お遍路さんが禅師峰寺に来られる際に通過される経路についての質問に移らせていただきます。

まずは、この峰寺にお参りに来られる人数は年間何名おられますか、関係課長に答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 禅師峰寺さんへの来訪客ということで禅師峰寺さんに確認をしますところ、年間約7万人程度が来訪しておるといことです。

○議長（岡崎純男） 4番山中議員。

○4番(山中良成) かなり多くの方が参拝に来られていると思われます。これを単純にですけれども、本当に単純にです、大型バスに45人乗ると計算すると年間1,556台、また普通自動車に2人乗って参拝されるとして年間3万5,000台になります。これはかなり多くの交通量が予想されます。徒歩や自転車で来られる参拝者もおられると思ひますけども、多くの参拝者は観光バスもしくは自家用車に乗って参拝されるというふうに思っております。その中でも観光バスは大型ですので、車を大きく回すには苦勞すると思ひますので、通る場所が決まっていると思ひます。そこで考えられるのが、県道春野～赤岡線にある住吉神社の信号から入って来、市道久枝～十市線を通り峰寺に参拝に来られると思われます。こちらについては県は調査されておりますが、本市は交通量調査は行われましたか、答弁を求めます。

○議長(岡崎純男) 建設課長。

○建設課長(西川博由) 交通量調査につきましては、建設課では独自では交通量調査は行っておりません。

○議長(岡崎純男) 4番山中議員。

○4番(山中良成) 先ほども申しましたように、交通量調査は市は行っていないということなんですけども、県は行っております。平成23年でありますけども、ゴールデンウィークの5月3日、5月5日、そして日曜日の5月15日、平日の5月19日に調査されております。4日間で県内自動車は941台、県外自動車1,321台、合計2,262台が通られております。大型バスにつきましてはゴールデンウィークに12台、日曜日に28台、平日に13台で、53台もこの市道を通過しております。

なぜ私がこのような質問をしているかと申しますと、この市道久枝～十市線はとても狭く、観光バスが楽に通れる場所ではございません。そのために、この市道沿いの住民から、通過するたびに振動が大きいことやブロック塀等が壊された苦情をお聞きいたしました。さらに、ひどいと思ひましたのが、高齢者の方が、車椅子ですかね、椅子をつきながら歩いているとバスが正面から来て、どけと大声で言われびっくりし、腰を抜かして立てなくなったところを近所の方が助けたそうです。それ以来、この高齢者は外に出なくなったそうです。この話を聞いて、私は少し胸が苦しくなりました。このバスはどこのバスかはいまだにわかっておりませんが、このようなことでよいとは思っておりません。また、普通自動車がかち合った場合、住民の土地に当たり前に入って当たり前に出られ、住民の方が誰だろうと見たときに、にらまれたりもしたそうです。そこで、質問です。市道は現在何メートルで、この道を広げることは可能でしょうか、建設課長に答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 山中議員の持ち時間が15分となりましたので。建設課長。

○建設課長（西川博由） お答えします。峰寺入り口から西の高知市へ向けての区間につきましては、待避所の部分以外では3.2メートルから4.1メートルとなっております。市道の拡幅につきましては、地元からの要望により事業化しておりますが、地権者の方や部落の協力が必要となります。また、家屋買収・移転等が伴うような大型の計画となりますと、道路の位置づけ等がなかなか難しいと考えられます。

以上です。

○議長（岡崎純男） 4番山中議員。

○4番（山中良成） ありがとうございます。周りがほとんど住宅で、なかなか難しいと思います。

それでは、春野～赤岡線から直接峰寺に行けるルートはつくれるのか、答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 峰寺に直接行けるルートということですが、技術的には現地の測量によって判断ができると思うんですが、そこに直接行くということで、公共性の点からは建設課の事業としては不相当と考えております。

○議長（岡崎純男） 4番山中議員。

○4番（山中良成） 道を広げることもできず、峰寺へ直接行くルートも難しいという御答弁をいただきました。住民の方は、この市道を通られるバスを「遍路公害」というふうに呼んでいるそうです。本当に狭い道で、皆さんも通っていただければわかりますけども、本当にバスが間近に通る場所です。何かしらの対策が必要だと考えております。そのためにも交通量調査を本市独自で行う必要があると思いますけども、この件について答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 独自の交通量調査ということですが、平成23年度の高知県の交通量調査のデータから、その後の交通の流れの大きな変化がないと思われているために、現在は交通量調査の計画はしておりません。

○議長（岡崎純男） 4番山中議員。

○4番（山中良成） 四国八十八カ所も日本遺産登録に今向けて動いております。それによる波及効果もあると思いますので、この交通量調査については道をつくるとかそういうわけではございませんので、また前向きに検討していただきたいというふうに思っております。

現在、観光バス同士がかち合うことはありません。その理由としては、峰寺から無線でその

情報を出しているからです。しかしながら、乗用車はそのようなやりとりはありませんので、乗用車同士がかち合い、この狭い道でどちらが通すのか往生しているところも多いです。もし、このときに震災等が起こった場合、どうするのでしょうか。道が狭く瓦屋根の民家が多いため、瓦れきも多くなると予想されます。スムーズに避難できないかもしれないと私は心配しております。これについて危機管理課長に答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（中島 章） 観光バスなどにより市道久枝～十市線が塞がれた場合の避難経路につきましてお答えいたします。

この道路につきましては、地域の避難路になっております。津波浸水区域内の各部落では地域津波避難計画を策定し、避難路を含めた防災地図もつくっており、緊急津波避難場所への一経路だけでなく多重な避難経路について検討されております。また、十市地区は津波避難計画の現地点検を終了しております。町歩きを行い、倒壊のおそれのある危険な建物やブロック塀などの洗い出しも行っており、緊急津波避難場所に避難するための経路の見直しや、また地域で家具の固定やブロック塀の除却、住宅の耐震化などについて取り組みを進めることなども含め、地域津波避難計画の見直しについて検討していただく必要があると思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 4番山中議員。

○4番（山中良成） 地域津波避難計画等にも見直しが必要だというふうに言われました。ぜひ、行政としても地域住民の方と一緒に考えていただきたいと思っております。そうしないと、震災のときに大型バス等がとまった場合、本当に避難するときには困ってしまいますので、それを地域の自治防災の方たちとも一緒にやって検討していただきますようお願いいたします。

ほかにも、火災時そして救急車両が通れない場合も発生するかもしれません。こちらについては本市はどのように対応していくのか、消防長に答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 消防長。

○消防長（小松和英） 山中議員さんの御質問にお答えをいたします。

まず、狭い道や事故による通行どめなど、さまざまな理由で緊急車両が現場の直近まで近づけないという状況は、どのような出動でも発生する可能性があると考えており、日々そういう状況を想定して訓練を実施しております。基本的には、迂回可能な経路の中から火災や救助の規模や傷病者の状態を考慮して、ベストのものを選択するということになります。

まず、火災救助につきましては、水利などを考慮して現場を包囲する隊系がとれる位置に停車をし、必要資機材については携行できる物での対応となります。

救急につきましては、救急車が進入可能な場所まで行って、そこからは救命処置機材などを持って傷病者に接触するという手順になっております。傷病者の状態によりましては、救急救命士が先行して傷病者の状態確認及び応急処置をした後、後着の救急隊員と救急車までストレッチャーで搬送をいたします。また、状況等によっては軽四の救急自動車の活用をする可能性もあると考えております。

いずれにしましても、どのような現場であっても臨機応変に万全の態勢を尽くしたいと考えております。

以上です。

○議長（岡崎純男） 4番山中議員。

○4番（山中良成） 先ほどから言っておりますように、観光バス、乗用車等の参拝が多く、少し前、本当に1カ月ぐらい前にもこちらのほうで事故があったそうです。そこで、やはり、もし事故等、火事等が起こった場合、救急車を呼ぶこともあると思いますので、そちらについてもしっかり対応していただきますようお願いいたします。

現在、壁を壊されたり、そういうこともたくさん起こっております。迂回路等も提案させていただきましたけども、なかなか難しいという状況もわかりました。本市としてはこれをどのように考え、どう計画していくか、これについて関係課長に答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） お答えします。地元の方が不便を感じられていることは十分承知しておりますが、市道として従前より観光ルートでもあるためバスの規制は設けておりません。待避所等の地元や地権者の方の協力がいただける箇所の要望をいただければ、積極的に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（岡崎純男） 4番山中議員。

○4番（山中良成） 積極的に対応していただけるということで、こちらのほうもぜひともまた住民の方ともしっかりと対話していただきますようお願いいたします。

南国市のお遍路さんは峰寺に参拝していただき、南国市内の飲食店や宿泊施設、観光施設等でお金を使ってもらうことが大変重要だと思っております。そのためにも、この地域住民の方が困ってしまうというのは本末転倒だと思っております。どうか、また地域住民の方から、ま

あ苦情等もあるとは思いますが、それについてもしっかりと対応していただきますようお願いをして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（岡崎純男） 教育長より発言の申し出がありましたので、議長においてこれを許可いたします。教育長。

○教育長（大野吉彦） 許可をいただきましてありがとうございます。

先ほど山中議員さんから大篠小学校につきまして御質問があり、教育委員会としまして適切に御答弁を申し上げる準備ができていませんでしたことに、まずもっておわびを申し上げたいと思います。

そして、大篠小学校の増築についてでございますが、次長も申し上げましたように31年度には32学級になること、そして35年度からは35学級になるということで、早急な対応をいたしませんと大篠小学校の児童の教育活動をしっかり保障していくということができない状況でございます。大篠小学校のPTAの会長さんも務めていただいております山中議員さんには、事前に大篠小学校隣接校選択制度の説明のときに増築についても一定御説明を申し上げましたけれども、保護者会を開いて等の全面的な説明ということを私のほうで抜かしておりましたので、PTA会長様としての思いも十分保護者の方に伝えられなかったというお気持ちでの御意見、御発言でございまして、私どもも反省を深くいたしているところでございます。

ちょうど国の予算的なものも半年早く出ることになりましたので、この増築計画も早くスタートしたいというふうに考えておりますので、今後、教育委員会といたしまして大篠小学校に足を運びまして保護者の皆様に御説明をさせていただいて増築に取りかかるようにいたしませんと、子供の教育を保障ということになりますので、どうぞ山中議員さんにはPTA会長様として今まで以上に大篠小学校の教育活動に御理解と御支援をいただけますように、よろしくお願いいたしたいと思っております。

ずっと申し上げていきますように、大篠小学校はこれでも足らない事態が来るという予想もございまして、耐用年数が来ておりますプール、そしてあと5年ぐらいで耐用が来る体育館等も含めて、総合的な改築計画も現在計画しておるところでございますので、その辺も含めましてまた御相談させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございました。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（岡崎純男） 質問があれば質問許可、時間がまだ10分ぐらいありましたので、質問許可をいたしますが。4番山中議員。

審査請求があり、最終的に黒塗りにしてありました御本人の了解を得て公開いたしました、当初から公開していれば不要だった不服審査請求等に要した費用を賠償せよというものでございます。それから、3件目が水路撤去等請求事件、これはせんだって、11月11日か、高新で新聞報道がありました水路の確認のものでございます。

○議長（岡崎純男） 9番有沢副議長。

○9番（有沢芳郎） 済みません、それにかかった南弁護士のカラ費用は、この3年間に幾らかかったか教えていただきたいと思ひます。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 顧問弁護士に支払っている委託料でございますが、一般的に法律相談の委託料として毎年度50万円お支払いしております。裁判に關しましては訴訟事務委託料として別途お支払いしておりますが、提訴されました件数と委託料でございますが、平成26年度が訴訟8件で52万9,498円、27年度が13件で149万3,140円、28年度が16件で56万1,600円で、3年間の合計は訴訟37件で委託料が258万4,238円となっております。なお、ただいま申し上げました年度別の訴訟事件件数でございますが、提訴の日で分けておりますが、実際に委託料のお支払いにつきましては複数年にまたがる場合がございます。また、調停案件も含んでおります。なお、37件中29件は同一人からの訴訟となっております。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 9番有沢副議長。

○9番（有沢芳郎） 本来、南国市は市民と一体になって発展すると思ひます。市民とけんかしてどうするんですか。本来なら先ほど山中議員がおっしゃられてたように、市民との対話が大事だと思ひます。この対話がないからこのようにいつも住民とけんかをしているように思われる案件があるんじゃないかと思ひますが、それに対して市長のお考えはどうでしょうか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 今の住民の対話ということでございますが、それはもう大切なことでございますので、それが前提になるというふうにお思ひしております。

○議長（岡崎純男） 9番有沢副議長。

○9番（有沢芳郎） それを聞いて安心しました。

最近ですが、南国市に警察が市役所に入っております。この市役所に入って現在職員が事情聴取を任意で受けておられます。これについて市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） その件につきましては、今回の議会でも昨日西岡議員の答弁にも申し上げましたが、この後どのように進んでいくのかわかりませんので答弁は差し控えさせていただきますというふうに申し上げましたとおりでございます。よろしく御理解のほどお願いします。

○議長（岡崎純男） 9番有沢副議長。

○9番（有沢芳郎） 南国市へ警察が入って、議員の我々が何も知らないじゃあ事は足りません。

では、この警察が入る案件というのはそもそも官製談合か贈収賄か、そういった問題が警察がターゲットにしていることが多いと思います。その中で今、工事の発注に対して入札業者が入札を辞退している業者がふえております。その原因を何か教えていただきたいと思います。

○議長（岡崎純男） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 本市の入札につきましては、予定価格130万円を超える土木一式工事は、制限付きの一般競争入札を実施しております。他の工事につきましては、指名基準に基づき指名競争入札を実施しております。

土木工事につきましては、制限付きの一般競争入札のため、業者からの参加申請により実施いたしておりますので、ほぼ入札の辞退というものはございません。他の工事につきましては、指名競争入札のため、業種別、等級別の発注標準に基づきまして原則、工事の対象となる等級の業者を指名しておりますが、工事によっては辞退される業者数が多いものもございます。特に多いのが建築工事でございます、半数以上の辞退が出る入札も少なくありません。この要因といたしましては、公共工事は現場代理人を置く必要があります。他の工事を並行して行うことが難しいこと、また建築工事につきましては民間工事の受注機会が多いということもあわせて、特にといいますか主に建築を行っている業者さんというものは参加を辞退される、建築工事につきましては。そういったことがあるというふうに考えております。

○議長（岡崎純男） 9番有沢副議長。

○9番（有沢芳郎） 入札業者が全員落札価格が同じで、全員くじ引きの入札物件があります。最低価格がわかるのはどうしてでしょうか。

○議長（岡崎純男） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 最低制限価格につきましては、予定価格の3分の2から10分の9の範囲と公表しております。実際は総務省及び国土交通省からの通知により、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化につながりやすいダンピング受注の防止のため、国の中央公共工事契約制度運用連絡協議会による工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央

公共工事運用連絡協議会モデル、これは国、県が使用しているモデルでございますが、こちらを参考にして積算をするようにしております。工事につきましては全ての入札において直接工事費、一般管理費等、種別によりまして一定の率、これに乗じて得た額の合算額と予定価格の10分の9を乗じて得た額のいずれか低い額に設定するようにしております。なお、その中央公契連のモデルにつきましては公開もされております。

総務省及び国土交通省は、最低制限価格につきましては、事前公表により適切な積算を行わずに受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力、経営力による競争を損ねる弊害が生じること等により、契約締結後に公表とすることとされており、本市におきましても予定価格、最低制限価格を含めての入札記録を事後公表しております。また、金入り設計書、こちらにつきましても公開できますので、過去の入札結果を確認し研究することによりまして設計金額等を正確に算出することは、特に入札件数の多い土木一式工事では比較的容易であると言えます。このため近年の入札では、複数業者が最低制限価格での応札となり、ほとんどの土木工事につきましては、くじ引きによる結果となっておりますのが実情でございます。

○議長（岡崎純男） 9番有沢副議長。

○9番（有沢芳郎） 私がある業者さんから聞いた話では、例えば、中学校給食、ここの落札価格が最低制限価格が3億1,797万円、落札金額が3億1,800万円、1万円しか最低制限価格と差がありません。これに参加した業者は、ほとんどが高知県の大手建設業者であります。ほとんど大手の建設業者は、それより安く、技術者も落札した業者より技術員も何倍もおって、いわゆる2名で3日間かけて入札の応札するために積算をするほど大変な積算に日数を要すると。それはほとんど高知の大手の業者さんは、そのように私に説明をしてくれました。その業者さんが不落で、大変金額が大幅に違ってドボン。南国の自分らよりほとんど技術者も少ない業者が、こんなぴったりの価格でとれるのはおかしいんじゃないか。まず同業者からいえば、こういうようにぴったり来る価格はある得ないというふうに、ほとんど高知の僕が聞きました建設業者さんからそういうような回答をいただきました。だから、南国市さんのこの入札に関してはどうもおかしい、というような話を同業者が聞いております。ただし、これに対して根拠はありません。いわゆる偶然にその金額になったかもしれません。だから、私としましては、今まで南国市の建築部門においては、工種が非常に多いのに最低制限価格とぴたぴた来るというのは普通ならあり得ない。だから、入札するのはばからしい。取る業者が決まっているので入札へ応札したくないというような、業者さんからも私は聞いております。今課長が言われたように、民間事業が忙しくて応札する間がないじゃなくて、落札する業者が事前に決まっているみたい

なんで、入札するのがばからしい、というのが民間業者の僕が聞いた意見ですが、それについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（岡崎純男） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） あくまでも財政課のほうは入札を行う部署でございます。当然、談合等そういったものが情報が入りましたら、そちらについての対応、そういったマニュアルも準備しておりますし、ただ現時点で財政課のほうにそういった問い合わせというものはございません。

ということと、確かに土木工事一式につきましては積算は非常にもうほとんどの業者さんが可能である、工種が少ない、そういったものはございます。建築工事につきましては、土木工事と比べると積算は難しいというふうには私のほうも考えております。ただ、あくまでも入札制度につきましては、その応札価格、金額を決定するのは業者さんであって、設計金額に基づきましてうちの最低制限価格、その範囲内で、予定価格が最低制限価格の範囲内で応札額を決められると。で、決められた業者の一番低い金額を入れた方が落札されるということになっております。

あくまでその結果だけ、私どもの入札の結果だけ、を見る限りはもうその中で判断するしかない。もし仮にそういった話があるのであれば、財政課のほうにもそういったお声をいただくことがありましたら、当然、財政課としてはそういった談合等マニュアルに従いまして調査等を行うという形にはなると思います。

○議長（岡崎純男） 9番有沢副議長。

○9番（有沢芳郎） それでは、市役所の職員が、入札業者らに歩掛かりの説明に違算があったのに、入札業者全体が不落ならばわかりますが、1社だけが落札している、その積算根拠の金入り積算書をチェックしたか、教えていただきたい。

○議長（岡崎純男） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 有沢議員がおっしゃられましたような工事につきまして、昨年度ございました。平成28年度から全ての建設工事の入札におきまして、入札時に、先ほど積算根拠の金入り積算書というふうにおっしゃられましたけども、入札時に工事費内訳書というものを提出を求めています。で、内訳書は各業者の入札金額の内訳でございまして、工事をこの金額で受けたい、その内容を示すというものでございます。入札時には技師同席のもとチェックをしておりますが、あくまでも入札金額を決めるのは業者であり、その業者が決められた入札金額に基づく入札書記載金額と同額の積算になっているか、ということを確認するとい

うことが目的でございます。

なお、有沢さんのおっしゃられましたような事例がございましたが、そのような事例は入札時に設計の誤りを確認いたしまして、当該入札を取りやめにしております。その際には多くの業者が最低制限価格を下回る結果となっておりました。大変御迷惑をおかけしたというふうに考えております。その工事につきましては、設計を改めまして再度入札を行うとともに、こうしたミス、職員のミスによりまして多方面の方に御迷惑をおかけしておりますので、こうしたミスを繰り返さないよう全ての技師を対象に研修会を行い、注意喚起をし、チェックシートの見直しも、こちらのほうも昨年度実施いたしまして、再発防止に努めております。

○議長（岡崎純男） 9番有沢副議長。

○9番（有沢芳郎） 本来なら、そのときに入札業者が1社なんですよ、1社のときにその金入りをチェックすれば、その職員が誤った単価で積算してるかしてないかということがチェックできるわけですよ。だからそのあたりのチェックが、その積算の説明した単価で積算して入札に応札、いわゆる落札できとったら間違いはないんですが、ところが説明した単価じゃなくて自分くで入れた単価で落札してれば、情報が漏れたとしか考えられませんが、それについてのチェック体制はどうなってるんでしょうか。

○議長（岡崎純男） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） あくまでも金抜き設計、設計書のその金額をずばり当てましようという、入札はそういったものではございません。あくまでも業者がその工事を入札、落札したい金額、その金額を入れたもの、その積算の内訳が内訳書でございますので、当然その業者さんの考えによりまして、いわゆるその率そういったものを当てはめるものもあれば、違うものもあると。あつたとしても、それを否定するということは、現入札制度ではできないというふうに考えておりますので。それに基づきまして、それが合っていないからその工事をさせない、そういったような形では取り扱いはできないということを申し上げたいと思います。

○議長（岡崎純男） 9番有沢副議長。

○9番（有沢芳郎） ちょっとポイントがずれてるんじゃないかと思うんですが。いわゆる残土捨て場に対してのその残土の単価が業者さんがわからなかったのもので、その単価について職員が立米当たり幾らですよという説明をした。その説明した単価を基準に業者が積算をしました。そこから積算しました業者はみんな不落、いわゆるドボンです。ところが、その説明した単価で積算してない業者だけが入札で落札してるんですよ。だから、そこなあたりのチェックをすれば、すぐにわかるんじゃないかということを僕は申し上げてるんです。だから、要するに金

額がいわゆる最低制限価格で合うてるから落札しましたというんじゃないくて、職員が説明を間違ってたからやり直したんじゃないくて。私が言いたいのは、要するにその情報が、落札最低制限価格がわかってたから、その単価で説明せいでも金額を入れて落札したから、入れてやったから落札できたんじゃないかという疑問を持ったんです。だから、それが業者さんがおかしいんじゃないかとみんなが言うてることだから、再入札になったんじゃないかと思うんですが、そこのあたりを再度もう一度お尋ねします。

○議長（岡崎純男） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） その工事につきまして、落札と申されておりますけども、入札を取りやめにしておりますので、その誤ったときの入札におきましては取れた業者さんというものも入札自体を取りやめておりますので、再度入札を改めまして、その辺につきましてはまたくじ引きによって決まっております、その結果につきましては。だから、その業者さんが間違っておったのかどうなのか、そこは結果論で言えば、間違った積算のものと金額が合っていたということは間違いはございませんが、結果としてはその業者さんと契約するというものではございませんので、市の執行としては適切であったというふうに考えてます。ただ、その金額が間違っただけでその金額になったのか、それともほかの要件があったのか、それにつきましては財政課としては、まあ可能性としては当然あるかもしれませんが、そういったことを当然市として行うべきではございませんので、そういったことはないというふうに考えております。

○議長（岡崎純男） 9番有沢副議長。

○9番（有沢芳郎） じゃ、襟を正していただきたいと思います。

では、避難タワーの建設に当たり、生コンクリートが特記仕様書に地元の業者に限ると明記されておりましたが、今でも生コンクリートは地元の業者に限るということを継続して特記仕様書に書いてるかどうか、教えていただきたいと思います。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 平成25年当時、14基の津波避難タワー及び三和防災コミュニティーセンターの建設という大きな工事が発注されるに当たり、地元の業者から生コンについては地元業者を優先してほしいとの要望がございまして、庁内関係各課で協議した結果、地元業者の発展とコンクリートの品質確保の観点から要望にお応えしまして、特記仕様書ではなく工事現場説明書のその他注意事項の欄に、生コンクリートは南国市内業者から購入することと明記したものでございます。担当に聞きますと、こういった地元業者に限るとしたのはこのとき

だけというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 9番有沢副議長。

○9番（有沢芳郎） この避難タワーの生コンはシリカホワイトといういわゆる特殊な生コンなんですけれども、これは非常に施工が難しく、高知大学で竹中工務店がやったときに余りにも施工が難しいのでその生コンは変更してもらいたいというほど、大手ゼネコンでさえ難しい生コンなんです。それを避難タワーで、普通のポルトランドセメントの普通セメントでオーケーでも構んのに、なぜその4,000円もする高い生コンを使って、まして地元の業者に限るといようなことをやったか。ポンプ打ちですと、生コンが途切れたらあのシリカホワイトが打設に非常に不都合が生じまして、強度が減少する可能性があります。だから1社あたり、うちの地元の生コンだけではなくて、要するに供給できるところからやらないと非常に施工上無理が生じるっていうふうに僕は思っております。そういったところを鑑みて、なぜそういうことをやったかということに、当初この担当課長に聞きましたら、僕は知りませんというて言いました。担当課長が知らないのに、なんでそこへ説明、特記仕様書へ出たかというがも僕は疑問に思ってるんですが。まあもう退職されてるんで、ここで聞いてもわからんかもしれませんが、わかる範囲でお答え願いたいと思います。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 私も詳しくはよく存じ上げてませんが、一応当時の担当者に聞きますと、生コンクリートについて市内業者3業者ございますけれども、それぞれ供給可能かということをお問い合わせの結果、供給可能であるということであるので、地元業者に限るといふふうにしたと聞いております。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 9番有沢副議長。

○9番（有沢芳郎） この件はこれで終わらせていただきます。

次に、水利権、いわゆる日章水源地の問題について、ここで質問させていただきます。

昭和44年に立田地区の生活用水が枯渇し、生活に困った立田地区に水源地を求めたが見当たらず、物部新開乙の70番地地先に水源を求めた。人道上の見地からこれを断ることができないとの結論にて、覚書を昭和44年12月10日に金堂南国市市長と西川中須部落総代と、日章地区簡易水道敷設事業に伴う水源地設置について協議書が成立したので覚書を交わしています。日量500立米を限度とする、地元の井戸水の減少やその他の被害が生じた場合、早急にその対策を

講じ、中須地区住民に対して迷惑がかからないようにすることなど4項目の条件で契約しています。ところが、日量、数量限定を守らず違法に取水したため、地元の井戸水に影響が出たので、35年後の平成16年に浜田南国市長以下担当職員と中須部落で話し合いをしております。その話し合いをした内容は、ここに全部資料としてあります。その話し合いをした結果、それ以後も同様に取水量を守らず、違法に取水量をオーバーし約束を守れなかった。しかし、橋詰市政になってからは数年は取水量を守っているが、当時から地元の要望は何ひとつ対応されなかったのであります。

1、契約取水量500立方メートルを大幅に超える取水、2、同意していない地区への水道管施設による許可の配水、配水管敷設についての改善とその際の南国市の詭弁答弁、3、配管工事の市役所職員の中須部落に対する屈辱的な暴言、4、違反案件についての中須部落に対し南国市側の回答や要請に対する不誠実な対応、5、南国市側の同意契約書の紛失と契約更新の無視などであります。

その中須部落との昭和44年の覚書契約書は南国市は紛失しておりますけど、私はここにコピーを入手しております。そして、浜田純市長の再度覚書、いわゆる平成16年に来た覚書附属書、これも入手して読みました。非常に、地元の住民に約束したことを口先三寸で、1万6,000トンも漏水しましたとか、うそばかりの答弁をして地元をだましております。これは本当に地元を愚弄した行政の怠慢です。それでも中須部落の人は、みんな市民のために自分くの地下水がかれようが地盤が沈下しようが、ずっと我慢をしたにもかかわらず、南国市さんは500立米の取水を守らず一向に是正しなかったために、部落の人は非常に困った。そこで、南国市は、今の平山市政はこのことについてどのようにお考えになっているかお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） その件につきましては、昨日も西岡議員の答弁でも申し上げましたが、行政として中須部落の皆さんには大変申しわけないことをしてきたというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 9番有沢副議長。

○9番（有沢芳郎） 平山市長が契約してるわけじゃないので、今の平山市長の前の前の前のいわゆる金堂市長から浜田市長の対応がちゃんとしていれば、こんな問題にはならなかったんじゃないかと、それを思います。

しかし、ここに至っては、もう地元は堪忍袋の緒が切れて、いわゆる橋詰市政のときに何と

かこの問題を解決しようと思うて、橋詰市長を初め吉川副市長も地元へ入って何とか穏便に、その違法はわかっていますと、御迷惑かけたのもわかっております、非常に物部地区中須部落の皆様にご迷惑かけたのはわかりました。何とか対処する方法はないでしょうかと再三にわたり地元へ足を運び、地元の住民はその熱意に打たれ、話は聞きましょうと。では、解決策はどうするんですか。そしたら、じゃあ南国市さんよと、違法取水量は一体何ぼか知っちゃうかね。何と300万立方メートルの、延べ、違法な契約の取水をしてるんですよ。これに対して市長はどういうふうに思ってるんですか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） それにつきましても、ただいま申し上げましたとおり、約束以上の水量を南国市のほうで使っていたということは申しわけないと思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 9番有沢副議長。

○9番（有沢芳郎） 申しわけなかったら、地元へ行って何遍も話し合いをして、地元と対話をして、ちゃんと話を聞くべきじゃないですか。言葉で済みませんじゃ話になりません。もう既に物部の中須部落の人は怒って、立入禁止の看板を立てております。これについて、市長、申しわけないで簡単に済む問題ですか。もう少し真剣にこの問題に取り組んでいただかないと、大変なことになるんですよ。どうするんですか。今、立入禁止になって塩素を入れないんですよ。どうするんですか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） それにつきましては、どのように地元の皆様にご理解をいただけるのか、これからも話し合っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 9番有沢副議長。

○9番（有沢芳郎） 済みません、中須部落の人は、もう市役所の言うことは信用できません、話もしたくありません。まあそう言わんと、地元の水をあんたら、正義感やない、地元のために、当初は立田地区のためやったんですけれども、今は日章地区にもその水が行っております、市民のためにとするて一生懸命我慢してきた。しかし、地盤は沈下するわ、地下水はかれるわ、自分くのハウスに打ち込んだポンプの水は出ないわ、被害がこうむってるのに、覚書では直ちに対処しますと書いてあるのにもかかわらず、はっきり言って50年近く放られてるんですよ。それで地元の人に済みませんでした、それで済む問題だと思っておりますか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 私といたしましては、今はもう謝罪をするしか方法がございません。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 9番有沢副議長。

○9番（有沢芳郎） 地元はもう既に12月15日をもって契約を解除したいと言っとるんですが、そういうことについて市長はどのようにお考えですか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） それにつきましても、今までのお怒りの心情はよく理解はできますが、それにつきまして市としてどういう対応ができるか、できる対応を話し合っていきたいというふうに思います。

○議長（岡崎純男） 9番有沢副議長。

○9番（有沢芳郎） 市長の誠意が中須部落に通じることを祈っております。

それでは、この間11月30日木曜日に市長室にて平山市長と議長と私、有沢の3名で日章水源地の件についてお話をした際に、市長より、中須部落より27億円の請求が来ているとお話をしましたので、私はそのように理解し、急遽中須の代理人に確認を行ったところ、そのような事実はないとの回答をされました。また、同日、平山市長は議長、水道局長らが中須部落代理人とお会いしたそうですが、その際に、地元から請求の件について市長に問うたときに、市長は言っていないとお答えになったと聞いております。私の聞き間違いでなければ、地元で訂正しておことわりをしなくてはなりません。市長にお尋ねします。実際に中須部落から請求があったのですか、なかったのですか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 今の質問についてでございますが、今まで私もそちらの中須といいますか、物部に足を運んで話したことももちろんございます。そのときに地元から要望ということで上げてほしいというふうをお願いした後に、10月18日に要望書が提出されまして、その中に過去20年にさかのぼり取水全量分の請求という言葉が書かれておりました。

（「おい、出してねえ、そんなの。うそを言いな、こら」と呼ぶ者あり）

そういった要望書が私の手元にございまして、その後お話し合いを重ねました中で、その量につきまして今有沢副議長が申されました、今までの想定される取水量を試算するとこういう表になるという表が出されたところでございます。その量が今有沢副議長がおっしゃっていたその金額ということでございまして、それを請求という形で言われたものでは確かにございま

せん、ということでございます。

○議長（岡崎純男） 9番有沢副議長。

○9番（有沢芳郎） 今、後ろから代表者が、そんな請求書は出してないというふうにも聞いたんですが。市長、今お答えになったことと今中須部落の代表者が後ろから言ったことと、ちよっと食い違うんですが。再度もう一度確認して答弁をお願いします。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 私の手元にあります要望書には、そのように書かれております。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 9番有沢副議長。

○9番（有沢芳郎） その要望書は、要するに違法に取水した数量を列記してたんじゃないかと思うんです。その量がトータルで300万立方で、その違法に取水した量に対する不当利息に対しての要望じゃなかったんですか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 今有沢副議長申されましたとおり、今まで合意締結をしてきた覚書の違反行為が継続的に行われてきたことに対する記載でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 9番有沢副議長。

○9番（有沢芳郎） 最後に、水利権の見識についてお伺いしますけれども、中須部落に通っている伏流水の地下水の取水に対して、水利権をどのように市長はお考えでしょうか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 水利権につきましてでございますが、水利権は河川法上の河川の流水を占有する権利に限定されております。したがって、地下水は水利権の対象とならないと考えられます。また、伏流水を使用する場合は河川法の許可を受ける必要があります。伏流水は直接目に見えず、またその流れが複雑であることから通常の地下水との区別がつきにくいいため、伏流水か地下水かの判断は難しいものがありますが、伏流水につきましては水利権の対象になると考えられると思います。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 9番有沢副議長。

○9番（有沢芳郎） 今市長は、伏流水はいわゆる地下水の中で水利権が発生するという答えなんですけれども、この日章水源地は伏流水の地下水と覚書にも金堂市長、浜田純市長もそう

というような認識で水利権を認めておりますが、平山市長、この水利権をちゃんと認めているんですかね。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 確かに伏流水っていうことは今国交省のホームページにもこのようにも書かれておりますし、水利権ということが発生するというふうにあるところでございますが、この日章の水源につきまして、伏流水であるかどうかということにつきまして、場所によって伏流水か地下水かという判断が非常につきにくいというふうにも先ほど申し上げましたが、そのあたりはとる場所によって変わってくるというふうに判断を私は思うところがございます。ですので、日章水源につきましてどうであるかということは、私はこの場ではわからないというふうに申し上げるしかないところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 9番有沢副議長。

○9番（有沢芳郎） 一応、伏流水というのは大きな河川、いわゆる物部川みたいな大きな河川沿いで取水する水は伏流水と言うんです。篠原みたいに河川がないところで、大篠ですかね、取水しているのは地下水なんです。そこが伏流水と地下水の違いだということをちょっと勉強していただいて、この覚書もちゃんと伏流水って書いてますんで、そこなあたりの水利権で争うのはやめたほうがいいんじゃないかと私は忠告しておきます。

それでは次に、今南国市は多くの裁判を抱えている状況だと思っておりますが、個別の案件については差しさわりのあると思しますので控えます。

以前、10月5日に平山市長より吉川前副市長解任にかかわる件について、我々議員に対する説明について幾つかお尋ねします。これは、執行部から議会に対する説明の本質な問題であるため、質問します。

市長の説明では、境界確定の際には土木委員の立ち会いが必要で、吉川前副市長は土木委員を立会させず官民境界を確定したことが違法であると言われましたが、これに間違いありませんか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） その境界と申しますか、水路がございますので、そちらの水路について移設をするということにつきましては、今南国市の業務を遂行する上では、土木委員さんの立会を求めているということでございまして、違法であるかどうかというふうなことは、それは私としても判断をしかねるところでございます。南国市の業務遂行の上では、そういう流れで

行っているということでございます。

○議長（岡崎純男） 9番有沢副議長。

○9番（有沢芳郎） 先ほど前に今西議員さんへの答弁に、土木委員が立会してなかったので解任しましたというふうなお答えを聞いたんですが、間違いありませんか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） それだけが要因であるということではございませんが、そのような答弁をいたしました。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 9番有沢副議長。

○9番（有沢芳郎） それでは、境界確定の作業では、南国市法定外公共財産管理条例18条により、通常は隣地地権者同士、今回の場合、法定外公共用財産管理者である南国市市長、本来ならこれ建設課が主にやってるんですが、と隣接地権者で行うこととなっております。その後の協議が調ったときに書面により当該確定された境界を明らかにしなければならないとありますが、建設課長はどのようにお考えですか。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） お答えいたします。

官民境界確定をした場合には、書面での確認書をお出ししております。

○議長（岡崎純男） 9番有沢副議長。

○9番（有沢芳郎） では、そのように御理解の中で、なぜ訴訟を起こすことになったのでしょうか。お答え願います。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 訴訟になったということにつきましては、その水路移設につきまして市長職務代理者であります吉川副市長が相手の方と合意をされているが、顧問弁護士の水路移設工事をすべきでないという意見があり、私の就任前のことでもございましたので、私の就任した後の判断待ちになっているということを建設課、総務課から聞いたところでございます。それが私が就任した翌日、8月7日のことでもございました。翌8月8日に吉川副市長と建設課、総務課で協議をいたしました。その際、市長職務代理者たる吉川副市長が相手方と合意したことを示す多数の文書を見せられたことから、法的判断が必要と考え、顧問弁護士に改めて相談に行くこととしました。顧問弁護士に相談する中で、顧問弁護士はやはり水路移設工事を実施すべきでないという意見でありまして、顧問弁護士がそこで代理人となってくれることになった

ということでございます。そこで意見の主張がありまして、現在に至ったということでございます。

○議長（岡崎純男） 9番有沢副議長。

○9番（有沢芳郎） 要は平山市長、私が市長として就任しているにもかかわらず、吉川前副市長が総務課、建設課にも相談なく市長の公印を無断で持ち出し、相手側に有利な書面を押したとの説明でございました。間違いございませんか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 吉川副市長が公印押印簿に記載をせずに、市長印また副市長印を押印したということは事実でございます。

○議長（岡崎純男） 9番有沢副議長。

○9番（有沢芳郎） 平山市長が我々議員に説明をした、要するに吉川副市長が公印を勝手に持ち出してA氏に公文書を交付し、南国市が不利益になる行為をしたのでやめてもらいましたとの説明でしたが、私の調査によると、その内容は、A氏北側の水路改修工事を実施するか否かについては早急に顧問弁護士と協議の上、平成29年8月25日までに回答しますとの文書を8月10日に出しています。これは副市長の職務としてA氏に公布した公文書であり、7月27日に南国市長職務代理者として回答した期限の延期を申し出るものであり、私が考えるには、南国市にとって何ら不利益になるものではなく、A氏にとっても何ら有利になる内容とは思えませんが、いかがお考えですか。

○議長（岡崎純男） 有沢副議長の持ち時間が15分を切りました。

答弁を求めます。市長。

○市長（平山耕三） 私が就任した8月6日以降に、私に相談なく、また公印押印簿にも記載がなく押印した文書は、有沢議員が今おっしゃっております8月10日の南国市長印を押印した文書があります。そのほかに、吉川副市長と相手の方が合意した内容を今までの事実経過として記述した水路移設計画の経過についての確認書というものがございまして、そちらに8月7日に副市長印を押印したものがあります。また、私の就任前には、吉川副市長が市長職務代理者であった7月中に4件の公印押印簿に未記載の市長職務代理者の印を押印した文書が確認されています。それと同時に、先ほど申しました水路移設工事を土木委員の立会なしに相手の方と合意したことが通常の建設課の業務手順と異なる行為であり、結果的にそれが裁判につながったということも辞表を出していただいた要因でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 9番有沢副議長。

○9番（有沢芳郎） では、市長は公印の全ての市長印、自身で全部押してるんですか。副市長も職務の任意範囲内について市長印の権限を任せているのではないんですか。市長のいま一度見解をお伺いします。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） それにつきましては、内容のその重要性っていうことでどこまで決裁が回るかということになるかと思います。もちろん内容的に担当課とかそちらで判断できる、これで間違いないということで判断できる内容であれば、担当課の決裁で市長印を押すことはございます。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 9番有沢副議長。

○9番（有沢芳郎） 8月10日の公印を勝手に押したというA氏に対する内容は、A氏の北側の水路改修工事を実施するか否かについては、早急に顧問弁護士と協議の上、平成29年8月25日までに回答します、これが相手側に送った公印の文書です。これが不利益になる内容だと思いませんが。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 今までの経過の中で、その期限の延期をするということは、いつまでとかいうようなことは大切なことであろうかと思えます。やはりその期限、いつまで延びるといようなことも事前に報告をしていただきたかったということもございます。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 9番有沢副議長。

○9番（有沢芳郎） 先ほど建設課、総務課長が反対した、勝手にやった言うけれども、実はこの文書が、総務課に開示した請求の文書と同じ文書が相手方に渡ってるということは、副市長は勝手にやったのじゃなくて、総務課のパソコンにあった内容を見ながら同じようにやってるんで、一つも無断でやった内容じゃないんじゃないんですか。

○議長（岡崎純男） 反問権は、質問に対する確認の反問権はありますけれども、逆質問というのではありませんので。許可します。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 済みません、その書類というのはどの書類か、済みません。

○議長（岡崎純男） 9番有沢副議長。

○9番（有沢芳郎） 今言った内容の文書です。いわゆるA氏北側の水路改修工事を実施するか否かについては、早急に顧問弁護士と協議の上、平成29年8月25日に回答しますという文書でございます。この文書は、相手方に渡した文書は公印の判こはございません。これは開示請求で相手側が送った文書でございます。吉川副市長が公印を勝手に押した文書は、その文書に公印があるんです。要するに、吉川副市長は総務課に無断で相手側に送ったのではなく、総務課も承知の上で送った文書じゃないんですか。

○議長（岡崎純男） 答弁を求めます。市長。

○市長（平山耕三） この文書につきましては、総務課のほうで作成した文書ではないというふうに思っております。吉川副市長に問い合わせると、この文書が出てきたというふうに聞いたというふうに思っております。

○議長（岡崎純男） 9番有沢副議長。

○9番（有沢芳郎） それやったら、A氏さんが総務課に情報開示請求をしてるんです、情報開示請求。情報開示請求したものを総務課からいただいた文言、文書が吉川さんが出した文書と内容が同じなんです。それについてどう説明するんです。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 総務課のほうで、当時、吉川副市長に出した書類がないかということで、後から出していただいたというものがございますので、それではないかと思えます。

○議長（岡崎純男） 9番有沢副議長。

○9番（有沢芳郎） 相手側は、開示請求で出してるんですよ。市役所で内々の問題の話でしょうが。だから市長が今言うたような、内容とちょっと違うんじゃないです。吉川さんは相手に、公印を押した文書を市長の知らん間に勝手に出した。総務課もこの内容は知りません。建設課もこの問題を知りません。吉川さんが勝手に、市長が就任しているのにもかかわらず、公印を無断で押して相手方に渡した文書と、相手側が市役所に情報開示請求をして総務課からもらった文書の中身が同じで、公印がついてるかついてないかだけの違い。ということは、総務課のパソコンに吉川さんの出した文書があったから、これが出てきたんじゃないんですか。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 後日、吉川副市長のほうに相手方に出した書類はないかという確認をしたら、そういった書類が後から出てきたと。そのときに総務課に話があったものではないということでもあります。

○議長（岡崎純男） 9番有沢副議長。

○9番（有沢芳郎） それは庁内の話であって、相手側にしたら不信感だらけなんですよ。わかります。それは市役所の業務の手落ちでしょうが。本来なら境界を確定するのに、何でわざわざ市長代行が行ってああだのこうだのって境界決めます。本来なら建設課が職員がやる仕事でしょうが。その建設課の職員は、どうしてこの境界は解決できなかったんですか。建設課長、お答えください。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 済みません、前副市長に相談して出ていただいたときには、まだ官民境界確定のお話が出ておりませんでした。

以上です。

○議長（岡崎純男） 9番有沢副議長。

○9番（有沢芳郎） 境界確定が出てなくて、境界の仕事で市長にクレームをつけられて、それに要するに吉川副市長は一生懸命相手方と交渉して境界を決めた。その決めた内容を建設課長と総務課長が反対をした。本来ならあなたが決めないかんがを、何で、決めた内容についてあなた建設課長が反対するんですか。あなたの仕事でしょうが。何でトップの市長が一々境界が右だの左だのいうてやるのに、トップの市長代行が境界をAさんと決めて、ここだと決めたらそれは境界なんですよ。それを何で建設課長、あなたが本来ならやらんといかん仕事を、決めたがに何で異議申し立てをするんです。できるんやったらあなたがやればよかったんじゃないですか。もう一度確認します、何でクレームつけたんですか。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 申しわけありません、そこら辺の経緯につきましては、現在裁判中の内容になりますので、控えさせていただきたいと思います。

○議長（岡崎純男） 9番有沢副議長。

○9番（有沢芳郎） 自分の仕事の決定権と私が副市長に対する仕事の職務の権限の違いを説明を質問しとるのに、何で裁判と関係あるんです。もう一度聞きますよ。この裁判と何の関係があります。あなたの職務でしょうが。もう一度お答えください。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 申しわけありません、そのところの説明、経緯の説明になりますので、ちょっとどうしても裁判のことになると思うんで、どうかこの場では控えさせていただきたいと思います。

○議長（岡崎純男） 9番有沢副議長。

○9番（有沢芳郎） わかりました。本当はわかってないんです。誰かさんの言葉をかりまして、本当はわかってないんです。理解できない。

では、南国市の顧問弁護士である南弁護士より、篠原のAさんに対し通告書が送られております。その内容は、法定外公共用財産管理条例で法定外か市道敷かどうかの区別することが大事なのに、南弁護士の通告には触れていません。南国市建設課が当初より主張している水路南側かまちの南端境界線が公法上の境界線と一致する場合には、当該の南国市長職務代理者、南国市副市長吉川宏幸は、建設課の主張を知りながら南国市所有水路に越入する形での境界線に応じようとしたものであり、これは民事上は贈与と評価され、議会の承認を受けていないため無効の行為であり、地方自治法第96条第1項第10号、仮に贈与でなく和解であるとしても同様に議会の承認を受けないため、無効の行為であります。同法第96条第1項第12号とあるが、私の知り合いの土地家屋調査士にこの通告書の内容を確認してもらいますと、境界を決めるのに贈与となるわけがありません、土地家屋調査士なら誰でもわかることだ、そうっております。これについて、市長のお考えも顧問弁護士と同じですか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） それにつきましては、今まさに係争中のことでございますので、それはお答えを差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 9番有沢副議長。

○9番（有沢芳郎） そういう答えが出てくるんじゃないかとは思いましたけれども、いわゆる行政と議会の健全な関係という観点から、執行部からの議会に対する説明の正確性や明確性についてお尋ねしてきましたが、平山市長の回答をお聞きしますと、私の事実に基づいた調査内容、認識と開きがあるように思います。これは今後の市政運営について大変大きな問題じゃないかと思えます。どう思います、市長。もう一度お答えください。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 私は、以前、議員さんにお集まりいただき説明したと今申し上げていることは同じであるというふうに思っております、私は私で事実を申し上げているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 有沢副議長の持ち時間が5分となりましたので。9番有沢副議長。

○9番（有沢芳郎） 本来なら南弁護士は、法定外公共用財産の管理条例をもっと勉強するべきなんです。今言うたように、土木委員さんが境界に必ず立会しなくてもいいんです。というのは、法定外公共用財産、いわゆるそれが青線か赤線か、青線かそれとも市道敷か、これを識別することがまず大事。それも全然この通告書には触れておりません。そして、土木委員さんが境界に立会するのは通常慣例であって、望ましいということはありません。しかし、吉川副市長の場合は境界を確定して、測量会社に施工図面もつくっていただいて、そして業者さんも決めて、それで土木委員さんと呼んで、これでよろしいんですかということが、そもそもの仕事の流れで吉川さんがやったことなんです。一向に、吉川さんは建設課長からずっとその業界についてのプロやと思う。だから、そういうことについては顧問弁護士さんより境界確定についての自分の経験上やった行動は間違いないと彼は自負してるはずなんです。それを、この指定管理者条例も法定外公共用財産条例も知らん、はっきり言うてこの弁護士さん、本当に南国市を任せて大丈夫かなと思います。

そして、最後に、私は平山市長に、弁護士に相談するんじゃなくて、一度はこのAさんとお会いしたことあるんですか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） お会いしたことはありません。

○議長（岡崎純男） 9番有沢副議長。

○9番（有沢芳郎） これが市民との対話不足なんです。このAさんと私はお話をさせていただきました、何回か。市長は一度も話し合いに来てくれませんでした。橋詰市長は、問題があったときに、すぐ来てくれました。そして、一緒に問題について解決をしていただくように努力してくれました。そして、副市長にそれを委託をして、いろんな問題を解決するようという指示をいただいたということで、吉川副市長はAさんところへ行って対応してるんです。全てそうなんです、平山市長。訴訟通告文をすぐに弁護士から送るんじゃなく、相手のところへ行って事情を聞いて、ちゃんと話を聞いた上で判断するべきじゃなかったんですか。そうしたら、たかだか二、三平米の土地の境界の面積でいうたら1坪未満なんですよ、そんなものを裁判するような問題じゃない。そういうことは相手の住民の市民の方と会話をする、対話をするという意識がないんじゃないんですか。いま一度市長の政治姿勢を聞きますが。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） この件に関しましては、先ほども申し上げましたが、法的判断が必要と考え顧問弁護士に相談に行き決めたことをごさいます、こうすることが必要であると私自

身思った判断でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 9番有沢副議長。

○9番（有沢芳郎） 市民と対話をせんような市長じゃ困ると僕は思います。

ありがとうございました。これまで市長から説明をいただき、議員としても納得はしておりませんが、正しくは一方だけの方向ではなく、片方の話も聞き、議員、議会として正しく判断することが必要で重要だと考えます。

以上で質問を終わります。

○議長（岡崎純男） 10分間休憩します。

午後2時23分 休憩

————◇————

午後2時34分 再開

○議長（岡崎純男） 休憩前に引き続き会議を開きます。3番浜田憲雄議員。

〔3番 浜田憲雄議員発言席〕

○3番（浜田憲雄） 3番浜田憲雄でございます。一般質問3日目の最終質問ということになりました。よろしくお願いいたします。

私は、通告のとおり、2点の質問を総括質問方式で行います。

それでは早速、1点目の質問、南海トラフ巨大地震対策、特に命をつなぐ2次避難所など、大災害発災後の応急期機能配置計画の進捗状況について質問をいたします。

さて、東日本大震災が発生してからはや7年がたち、そして昨年4月、九州熊本においては4月14日と16日に震度7の揺れが2度も発生して大きな災害が起きました。あれからもうはや2年がたってきております。いずれも地震による津波や土砂災害、家屋倒壊など被害の惨状はいまだ脳裏に焼きついているところであり、これらの地震災害はいつが来ても決して忘れることなく、そしていつまでも油断することなく対策や用心の大切さを肝に銘じるところであります。

実は、私の父の命日は昭和21年12月21日、あの昭和の南海地震の日です。当時私も生まれたばかりの乳飲み子でありましたが、私を含めた家族5人は高知市の旧南新町、今の桜井町に住んでおりました。南海地震は朝4時19分とありますが、大きな揺れとともに発生し、当時終戦後の古い建物の建ち並ぶ自宅とか隣近所の家屋はほとんどが倒壊し、私たち家族も家屋の下敷きとなって身動きができない状態。長い時間暗闇の闇の中でじっとしておったようですが、そ

の瓦れきの下から近所の人たちに一人一人が助け出され、辛うじて命が助かっております。が、父親だけはそのとき、かまいの大きな柱に挟まれて圧迫されて動くこともできず、そのまま亡くなったということです。

その直後の高知市は、国分川の堤防が決壊をいたしまして、地盤沈下とあわせて約1カ月余りは水が引かずに甚大な浸水被害があったということは、当時の記録写真を見てもよく見かけの光景でもあります。私たちは、前の新堀小学校、あそこが遺体の安置所であったようですが、二、三日はそこで滞在して、知寄町の電車通りの、まだ水の中でいっぱいであったようですが、その中をぞぶくりながら、私の母の里である今住んでおる浜改田のほうに帰ってきたとよく聞かされております。

近い将来必ず発生する、30年以内に74%とまで言われておりますが、こうした南海トラフ巨大地震への抜かりのない対策、備えは私自身の経験も踏まえて、これまでの教訓を生かしながら、地域住民とともに行政がしっかりと取り組んでいかなければならないというふうに強く考えておるところであります。

こうしたことから、私はさきの議会、28年6月議会で申し述べましたが、南国市として着々と進んでいる地震防災対策、中でも私たちの沿岸地帯でございますので避難タワー、そして避難誘導灯、そして避難道路の整備、家屋の耐震対策、家具の固定、倒壊防止対策など命を守る対策とあわせて、強烈な地震の揺れによる家屋倒壊や津波による家屋流出等々で住む家がなくなったときに、被災した住民が一時の避難場所、高台とか公民館とか避難タワーとか、しかしその次の日を過ごす2次避難場所をどこに構えるのかと。また、避難所では対処できない要行動支援者あるいは要配慮者、また寝たきりの人、病気の人たちのその医療基地、あるいは大量に発生する災害廃棄物の処理、救援物資の受け入れ基地、そして発災時の情報連絡体制等々、命を守る対策とともに命をつなぐ対策、生活を立ち上げる対策、これらについて早急な取り組みが必要ですよと、重要性、そういったものを質問をいたしましたが、そのときの回答では、まだ検討中であり28年度中に計画を作成するということでもございました。これについて、その後どのような検討がなされてきたのか。その後の応急期機能配置計画、これについて改めてその進捗状況をお伺いしたいと思います。

次に、南国市スポーツセンターの津波避難施設についてお伺いします。

南国市スポーツセンターは、御承知のとおり南国市唯一のスポーツ施設としてサッカー、野球、そして地区の運動会など、また体育館ではバドミントン、卓球など各種スポーツ大会はもちろん、館内では健康講座やトレーニングジム、また成人式や南国市の美術展覧会、また健康

きらりフェアと、そういったフェア等いろいろなイベントで多岐にわたって利用されております。高齢者から子供たちまで、聞くところによると年間4万5,000人、応援者を含めると1日最大で約800人ぐらいの入場者実績のあるスポーツ複合施設であります。

こうした中で、このスポーツセンターの来場者また応援者、そして近隣の環境センターの職員、周辺の人たちの有事の際の緊急避難施設がぜひとも必要というふうなことで、平成26年ごろ、スポーツセンターの体育館の波力検査等を行いながら、やはりそのときに命山構想というのが発案されました。そして、27年から具体的に検討に入っておりましたところですが、昨年は諸般の事情によりまして、この命山構想は一旦中断としていた経緯があるものの、懸案事項も解決の見通しが立ったということで、今議会において建設に向けた基本設計の委託費も上程されております。

そこで、改めて今後取り組もうとしておるこの建設計画について、避難施設の概要、そして今後の建設スケジュール、そして命山となると高台となりますので周辺耕作物への影響等についてお伺いをいたしたいと思っております。

次に、発災時の火災対策、特に感震ブレーカーの設置促進について質問をいたします。

阪神・淡路大震災から、はや22年がたっております。あのとき私たちがテレビなどで見た神戸市長田区などの次々と延焼していく想像を絶する市街地火災、あのようなことが今後二度と絶対にあってはならないと、心も痛める大地震火災でございました。地震発生後、家屋倒壊など予想もされない状況の中で、停電後再通電時による地震火災の発生も懸念されております。

こうしたことから、地震火災の未然防止のために、地震の揺れをキャッチすれば自動的に家庭の配電盤のスイッチが切れる感震ブレーカーの取り付けが全国的にも叫ばれておりまして、普及も順次してきております。南国市においても、地震火災対策として感震ブレーカーの取り付けの推進、特に、住宅密集地等への感震ブレーカーの設置はぜひとも必要ではないかと思ひ、こうした取り付けへの取り組み、補助支援等についてお伺いをいたします。

次に、地区防火水槽の現状と課題について質問をいたします。

各地域にある地域防火水槽は、昭和30年代後半以降、地域住民を火災から守る地域の防火意識の高まりの中で、地域の方々の強い要望もあって行政支援を受けながら設置されてきた経緯があります。これまでも幾たびか有事の際に使用されてきた重要な施設であります。これら設備の一部は既に経年的劣化による施設の老朽化も見られる等、設備維持も懸念されているところでもあります。

こうした状況の中で、この南国市内、数多くのこういった施設があろうかと思ひますが、地

区防火水槽の施設数及び施設の実態について、そして、最近行政として設置してきている耐震性の防火水槽の設置計画とあわせ、このような地区防火水槽の今後のあり方についてお伺いをいたします。

2点目の公共交通網と高齢者福祉の充実についての質問をいたします。

近年、少子・高齢化が一段と進展する中、各地域の高齢者は住みなれた地域で気心の知れた人々と健康で明るく和気あいあいに住み続けたいという願いが強く、地域のふれあい活動やサロン、いきいき体操などにも積極的に参加して交流を深め、これを毎日の生きがいとしている高齢者がたくさんおいでになります。また、高齢化が進む中、高齢者の交通事故も後を絶たず、高齢を理由に免許証を返納する動きもありますが、山間部や海岸部など公共交通の少ない地区では生活をする上でマイカーは必要不可欠なものであり、免許証を返上したくてもできない人も数多く見受けられます。そして、マイカーを持たないひとり暮らし高齢者や高齢夫婦の家庭では、毎日必要な食料品など生活用品の買い出しや病気治療のための通院にはバスなど公共交通機関かタクシーの利用しかなく、大変不便を感じつつ不自由な生活となっているのが実態であります。中でも海岸部の久枝だとか前浜、浜改田地区には近所にはコンビニがあるものの量販店がなく、後免の町まで買い出しに行く交通手段、特に公共路線バスは朝夕それぞれに2便しかなく、バスの運行ルートも住宅地を離れた経路となっているため高齢者には大変利用しづらい、そして実質的にはとても利用できない状況となっております。この思いは先月11月に市長宛てに要望書も出したというふうに聞いておりますが、行政として早急に考えなければならない課題ではないかと強く思うところであります。

このような状況を踏まえまして、地域の声を聞く公共交通利用に関する市民アンケートによるニーズの調査とかその実施状況、南部地区の公共路線バスの運行ルートの見直しの検討、そして高齢を理由とした南国市の運転免許証の自主返納者数、また介護タクシー等の利用状況、そしてまた社会福祉協議会のふれあいバス等の利用状況、そうしたものをあわせた行政としての公共福祉バスの導入の検討等についてお伺いし、私の第1問を終わります。御答弁をよろしくお伺いをいたします。

○議長（岡崎純男） 答弁を求めます。危機管理課長。

〔中島 章危機管理課長登壇〕

○危機管理課長（中島 章） 浜田憲雄議員さんの南海トラフ地震対策についての御質問につきましてお答えいたします。

応急期機能配置計画につきましては、南国市における発災時における活動拠点や避難所、医

療救護所、物資集積所、応急仮設住宅建設用地、災害廃棄物仮置き場など、被害想定から必要面積を算定し、配置期間などを調整して計画しております。本市の応急期機能配置計画は平成28年度に策定しましたが、必要面積において過不足がありますので、本市だけでは対応できないものがあります。本市の計画を高知県に提出し、広域での対応を行うことを前提としておりましたが、今年度は高幡地域をモデル地域として広域対応の検討を進めております。高知県に問い合わせをしたところ、本市においては来年度、平成30年度に県の中央東地域本部の担当区域内で広域の対応について検討する計画になっているとのことであります。

次に、スポーツセンター周辺の津波避難施設の概要につきましては、高台の高さは7.4メートル以上とし、その高台部分にスポーツセンターでの競技大会での選手、観客の合計の最大人数である800人と施設従事者及び環境センターの従事者等の20人の合計820人が収容できるよう、820平方メートルの避難スペースを確保するとともに、建築面積が約300平方メートルの備蓄倉庫を建設し、ヘリポートを整備する予定です。

今後の建設スケジュールにつきましては、今年度と来年度に基本設計そして実施設計を行い、用地の購入についても今年度から来年度を予定しております。建設工事につきましては、平成31年度と32年度の2カ年事業と考えております。今議会には基本設計の委託費につきまして補正予算を上程しておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

周辺の作物への影響につきましては、基本設計、実施設計が行われておりませんので詳しくはわかりませんが、なるべく影響がないよう環境には配慮しなければならないと考えております。

地震火災対策につきましては、南国市地震火災対策計画を平成29年4月に策定し、地震火災による人的被害の軽減を図ることを目的として、出火防止、延焼防止、安全な避難の3つの視点から具体的な取り組みを進めるものであります。

また、南国市における地震火災対策を重点的に推進する地区は、高知県が高知県地震火災対策指針で人口や住宅の密集度、燃え広がりにくさの指標を用いて評価して定めた後免町、駅前町、西野田町などの後免地区を指定しております。延焼の可能性が高い重点推進地区を対象として、通電火災による出火防止対策のための感震ブレーカーの配布事業の実施につきましては、県の補助事業を活用し検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 消防長。

〔小松和英消防長登壇〕

○消防長（小松和英） 浜田議員さんの地域防火水槽の現状と課題の御質問にお答えをいたします。

まず、防火水槽は消火栓の整備が十分でない地域において、地域住民、消防団、公民館長などの要望を受け設置してきた経緯がございます。特に南海トラフ地震対策を考える上では、水道管が被害を受けて消火栓が使用不能となり大きな火災被害を受けました阪神大震災を振り返りますと、防火水槽の重要性を再認識しております。

その防火水槽の現状ですが、耐震性防火水槽15基を含めまして119基の防火水槽が設置をされております。そのうち昭和40年代以前に設置されたものは48基となっております。維持管理につきましては、水漏れなどがないかなど職員が運転訓練などにあわせて年に3回の点検を実施しておりますが、設置後40年以上を経過するものもあり、経年劣化のために躯体にひびが入り水漏れをしている防火水槽を確認をしております。本年度1基の補修工事を予定をしております。

今後の耐震性防火水槽の整備計画につきましては、既存の防火水槽の状態、配置状況を考慮しながら補修、撤去、統合して新設など、計画的に整備を進めていきたいと考えております。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

〔松木和哉企画課長登壇〕

○企画課長（松木和哉） 浜田憲雄議員さんの公共交通網と高齢者福祉の充実についての御質問にお答えをいたします。

本市におきます1年間の運転免許証の自主返納者数は、昨年、平成28年度の実績は95人でありましたけれども、本年度は10月末現在で128人と増加をしております。この一因としましては、平成29年3月に道路交通法が改正され、75歳以上の認知機能強化がされたことが影響として考えられます。11月には市南部地区の住民の方々から、高齢により毎日の食料品、生活用品の買い物に支障を来している方が多いことや、路線バスの便数が少なく利便性もよくないということから、高齢者のひきこもりや認知症防止対策も兼ねて買い物にも使用できる定期的な健康福祉バスの運行につきまして、市長宛てに請願書の提出があったところでございます。

公共交通につきましては、今西議員さんからの御質問でも御答弁をしまして、本年度から地域公共交通網形成計画の策定を進めておりまして、路線バスの利用状況の分析やアンケートの調査による住民ニーズの把握によりまして、路線の見直しを含めた市の方向性を定めることとしております。この計画は公共交通だけの視点ではなく、まちづくりや観光戦略、また福祉施策とも整合性を図ることとしております。タクシーチケットの支給などの福祉関連施策

は、交通弱者と言われる住民の移動について公共交通ではカバーできない部分を補完するものでもありますので、これからの計画策定の協議の中で公共交通との整合性を図りまして、免許返納者への対策も含めて、より住民ニーズに応えるものにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 長寿支援課長。

〔島本佳枝長寿支援課長登壇〕

○長寿支援課長（島本佳枝） 浜田憲雄議員さんの御質問にお答えいたします。

介護タクシーは、要介護1以上の方で公共の乗り物に一人で乗車ができないなどに該当し、ケアプランに介護タクシーの利用が含まれている場合に利用できる、介護保険の訪問介護サービスになります。自宅から病院や施設へ移動時の乗降介助が介護保険の適用となりますが、ケアプランに含まれていない場合でも介護タクシーを自己負担で利用することもできることから、買い物等に利用している方もいらっしゃると思われませんが、実態は把握できていないところがあります。

介護保険のサービスのほかに、市としての通院や買い物支援についての取り組みといたしましては、一定の要件に該当する方になりますが、自宅から医療機関や保健福祉サービスの提供場所への送迎の支援として通院支援サービス事業、ひとり暮らしの高齢者等が自立した生活を継続できるよう掃除や買い物など軽度な家事援助を行う軽度生活援助事業がございます。また、高齢者の集いの場としてサロンを開催しておりますが、そのうち三和防災コミュニティーセンターのサロンでは量販店への送迎が行われており、サロンの参加者に対して月に1回買い物支援が実施されております。

買い物は、高齢の方に限らず、日常生活の上では必須のものであり、また介護予防の観点からは、閉じこもり防止や人とのコミュニケーションを図ることなどによる効果もあると考えられます。買い物や通院のための移動に関しては、地区の実情やニーズもさまざまであると思われれます。公共交通機関との整合性などの観点からも、関係する企画課や福祉事務所と連携し、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福祉事務所長。

〔岩原富美福祉事務所長登壇〕

○福祉事務所長（岩原富美） 浜田憲雄議員さんの、公共交通網と高齢者福祉の充実についてお答えします。

現在、社会福祉協議会では、ふれあいバスという事業は行っておりません。御質問に関連すると思われる事業は、南国市が社会福祉協議会へ委託しております、あつたかふれあいセンター事業の中にございます。そこで、地域福祉計画におきまして要配慮者への支援の充実の取り組みの一つとして、あつたかふれあいセンターによる移動支援を検討することを盛り込んでおります。

今後もあつたかふれあいセンター機能の充実とともに、買い物等への支援の可能性を委託先の社会福祉協議会と一緒に、また高齢者福祉にかかわる部分もございますので、長寿支援課、企画課と一緒に検討してまいりたいと思っております。

以上ございます。

○議長（岡崎純男） 3番浜田憲雄議員。

○3番（浜田憲雄） それぞれ丁寧に説明をいただき、ありがとうございました。

1問目は南海トラフ地震に関して、応急期機能配置計画のこの28年6月以降からの進捗ぐあいについて伺いました。南国市の機能配置計画につきましては、先ほど説明をいただきましたように、発災後の活動拠点とか私たちが心配しておった応急仮設住宅の建設用地とか、あるいは医療の救護所とか廃棄物の仮置き場とか、そういったものを心配しておったわけなんです、情報伝達等のことも検討されておると思っています。順調にその計画も策定されておるということございます。

ただ、南国市だけではなかなか対応ができない部分については、近隣の市町村と相互に対応を検討するというございます。そういった回答を得ましたので、私たちはひとまず進んでいることについて安心もしておるわけございます。

今後の広域運営の具体的な取り組みとかその進捗ぐあいとか、そしてまたその計画が本当に効果的に運用されていくのかということについて、私たちは引き続き注視していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをします。

次に、南国市スポーツセンターの津波避難施設の計画概要について伺いました。命山の高さは7.4メートル以上と、そして高台部分には来場者も含めた820名ぐらゐの避難収容ができる1人当たり1平米の820平米の避難スペース、そしてまた備蓄倉庫とかヘリポートの整備を行うというふうなございます。さらにこの命山構想については、以前からも言われておりましたように災害時の救援物資の受け入れとか、そして本来の災害の復旧拠点とか、また、ヘリ基地として自衛隊ヘリコプターとか、あるいは医療用のヘリコプターとか、そういったもののヘリ基地として活用ができるほかに、やはり地域のものとしてスポーツセンターを見ていると

き非常に駐車場が少なかったわけなんです、これについての駐車場不足解消にもつながって
くるというふうなことで、やっぱりこの地域に住む人にとってはかなり期待もされる。そして、
もちろんこれにはスポーツセンターを利用される方のいざというときの避難箇所について非常
に期待される重要な施設になると考えられますので、今後この地権者とか周辺の関係者とかの
連絡を密にとりながら、環境にマッチした命山として、ぜひとも建設に向けて着実な取り組み
をお願いをしていきたいというふうに思いますので、これまたよろしくお願ひします。

次に、感震ブレーカーの設置について伺いました。県の補助事業を活用して、まあ既に後免
地区の住宅密集地等にこの配布事業を検討しているというふうな回答をいただきましたので、
ぜひとも災害時の火災防止のためにこの地区をモデルにして取りつけの推進、そしてこれから
は南国市全体にこういったものを取りつけが図られるような取り組みをぜひともお願ひをいた
します。

次に、防火水槽について伺いました。防火水槽の現状は、私たちも心配をしながら、市
内にどのくらいのものがあるかというのはちょっとわからなかったわけなんです。最近つく
られております耐震性の防火水槽を含めまして、耐震性の防火水槽は15基ぐらいあるというこ
となんです、それを含めて現在では119個の防火水槽が設置されているということでした。
そして、昭和40年以前に建設されたものも48基となっております。経年劣化により本体にひび
割れのある防火水槽が確認されたということでもありますが、今後の新しい型の、耐震型の防
火水槽の建築計画とあわせて、これまでである既設のこの防火水槽の改修等について、地域的な
配置状況を含めてこれから効果的に整備計画を進めていただきたいと思います。

最後に、高齢化が進む中で公共交通網を取り巻く現状と地域の声に応える高齢者福祉の充実
に向けた取り組み等について私は伺いました。私の認識不足のところも多々ある中で、本当に
いろいろ教えていただきましてありがとうございます。高齢化が進むにつれて、次第に高齢者
の生活の足というのがなくなってきております。こうした地域高齢者の声、公共交通に対する
ニーズの把握については、既にもう市のほうで市民アンケートを11月から実施しているとのこ
とで、早速の取り組みをしている状況も確認をいたしました。また、路線バスの利用状況の分
析等を行いながら、さらにこの介護通院支援サービス等のタクシーチケットの支給等、これら
をあわせた福祉関係との整合性を図りながら、南国市が今年度から進めている公共交通網の形
成計画、こういったものの策定の中に反映をさせていただいたらと思います。ぜひとも地域の
交通弱者、特に高齢者の声に少しでも反映するよう、そしてまた政策が着実に実施されるよう
にお願ひをするわけです。

私には第2問がありませんので、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

—————*—————

○議長（岡崎純男） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明8日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時16分 延会